

日光市人権施策推進基本計画

平成 26 年（2013 年）3 月

日 光 市

日光市人権施策推進基本計画 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	3
第2章 人権施策の現状と課題	4
1 統計からみた現状	4
2 日光市人権に関する実態調査結果の概要	5
3 団体ヒアリングからみた現状	14
4 分野別の施策の現状と課題	19
(1) 女 性	19
(2) 子 ど も	22
(3) 高 齢 者	25
(4) 障がい者	28
(5) 同和問題	31
(6) 外 国 人	32
(7) HIV感染者・ハンセン病患者	34
(8) インターネットによる人権侵害	35
(9) その他の人権問題	37
第3章 計画の基本理念	40
1 日光市が目指す社会の姿	40
2 計画の基本方針	40
3 施策の体系	42
第4章 分野別人権施策の推進	44
1 女 性	44
2 子 ど も	49
3 高 齢 者	56
4 障がい者	62
5 同和問題	67
6 外 国 人	68
7 HIV感染者・ハンセン病患者	72
8 インターネットによる人権侵害	73
9 その他の人権問題	74
第5章 計画の推進	75
1 計画の推進体制	75
2 国、県、関係機関団体、企業等との連携	75
3 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進	76
4 特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発	77
参考資料	78

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国際的及び国の主な取り組み

一人ひとりの人権が尊重され、平和で豊かな生活を営むことは全ての人の願いです。

国際連合（以下「国連」という。）では、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて、人権に関する数多くの活動が展開されてきました。

平成6（1994）年12月の第49回総会では、世界平和と秩序のキーワードは「人権」であるとして、平成7（1995）年から平成16（2004）年までを「人権教育のための国連10年」と定め、各国における国内行動計画の策定や、実効ある人権教育の実施を求めました。

我が国においては、平成8（1996）年12月に、「人権擁護施策推進法」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付けています。

「人権教育のための国連10年」に関する取り組みは、平成9（1997）年7月に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定され、憲法に定める基本的人権の尊重および人権という普遍的文化の構築を目的に、あらゆる場での人権教育の推進を目標としました。

その中で、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者、刑期を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととしました。

実効ある人権教育の実施については、平成12（2000）年12月に人権教育及び人権啓発に関する施策の推進における、国、地方公共団体及び国民の責務を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が制定・施行されました。平成14（2002）年3月には、同法に基づいた、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権尊重の社会の実現に向けた人権教育・人権啓発施策が推進されています。

(2) 栃木県の動向

栃木県においては、一人ひとりの基本的人権を尊重し、明るく幸せな社会づくりを目指して、国の国内行動計画の趣旨を踏まえるとともに、「人権教育・啓発推進法」に基づいて、平成13（2001）年3月に「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」が策定されました。

さらに、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」期限後の同和行政のあり方について、調査審議を行っていた栃木県同和对策審議会から、平成13（2001）年10月に「人権をめぐる世界的な動き、さらには、人権教育・啓発推進法の成立等を考慮すれば、人権条例制定については是認できる。」との提言がなされ、平成15（2003）年にすべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりを目指した「栃木県人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。

この条例により、平成 17（2005）年 3 月に人権尊重の社会づくりに関する基本理念や県民の責務を明らかにし、県の人権施策の基本方針が定められた「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定し、平成 18（2006）年 3 月にはこの基本方針の規定に基づいた「栃木県人権施策推進基本計画」を策定し、平成 23(2011)年 3 月には、その成果と課題を踏まえた「栃木県人権施策推進基本計画（改定版）」が策定されました。

2 計画策定の趣旨

日光市は、平成 20（2008）年 3 月に平成 20（2008）年度から 24（2012）年度までの 5 年間の「日光市人権教育・人権啓発推進総合計画」を策定し、この計画に基づき様々な人権教育及び人権啓発の取り組みを行ってきました。

しかし、現実には、児童虐待や配偶者からの暴力被害は増加傾向にあり、またインターネット等匿名社会での誹謗中傷など新たな人権侵害が発生しており、人権被害は社会情勢の変化に伴い複雑化、多様化しています。

これらの人権侵害をなくし、人権が尊重される明るい社会の実現を目指すためには、人権意識を身につける人権教育や人権啓発の取り組みだけでなく、人権侵害にあった人や人権侵害の解消に向けた相談・支援体制の強化・充実にも積極的に取り組んでいく必要があります。

日光市では、「日光市人権尊重の社会づくり条例」を平成 25（2013）年 4 月から施行し、人権尊重の社会づくりのための市民及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としました。

この条例の目的を達成するため、人権施策を推進していく基本方針を示した「日光市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を定め、人権施策を総合的に推進していくために、「日光市人権施策推進基本計画」を策定するものです。

3 計画の位置付け

- ①「日光市人権尊重の社会づくり条例」第5条に基づいて策定した「日光市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に基づく計画です。
- ②「人権教育・啓発推進法」に基づき平成20（2008）年3月に策定した「日光市人権教育・人権啓発推進総合計画」を検証し、これまでの取り組みを踏まえながら、人権施策全体の新たな方向性を示す計画です。
- ③「日光市総合計画後期基本計画」等との整合を図り、今後の人権施策の基本的な方向を示すものです。

4 計画の期間

日光市人権施策推進基本計画の計画期間は、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの5年間とします。なお、国や県の取り組みや社会状況の変化により見直しの必要が生じた場合は、随時見直すこととします。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日 光 市	日光市総合計画前期基本計画				日光市総合計画後期基本計画					
	日光市人権教育・人権啓発推進総合計画					日光市人権施策推進基本計画				
栃 木 県	栃木県人権施策推進基本計画 （平成 18 年度開始）			栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）						

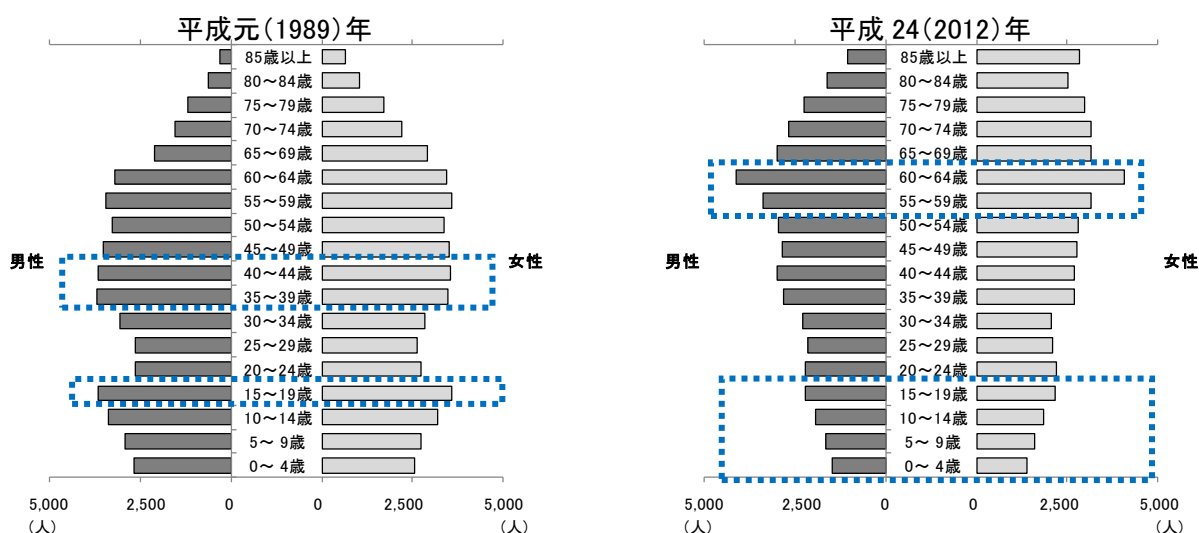
第2章 人権施策の現状と課題

1 統計からみた現状

(1) 人口構成の状況

人口構成の状況をみると、平成元（1989）年では、人口の中で30代後半から40代前半、10代後半が男女とも最も多くなっていますが、平成24（2012）年では、50代後半から60代前半が最も多く、一方、0～19歳は減少しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■ 図表1：人口構成の推移

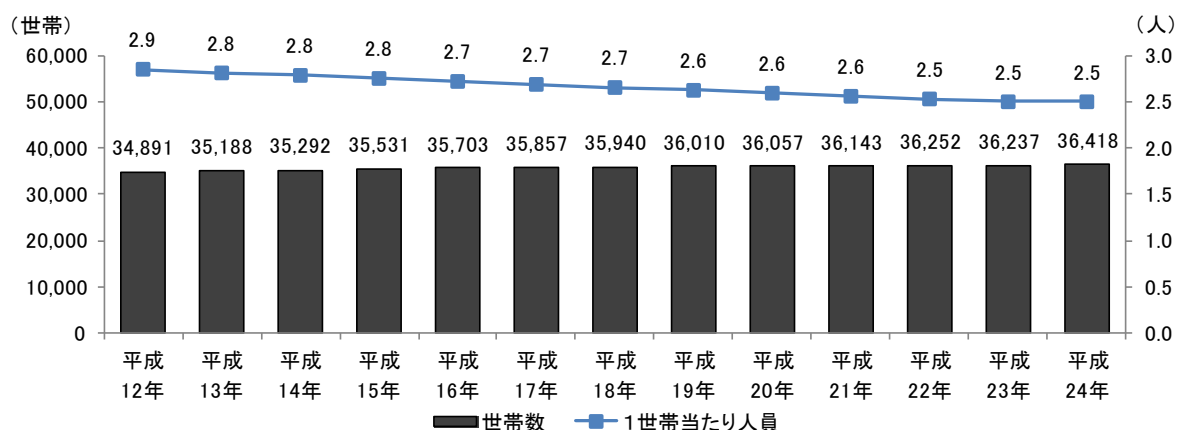


（資料）栃木県年齢別人口調査結果（各年10月1日現在）
平成元年分は、旧日光市、今市市、足尾町、藤原町、栗山村の合算値

(2) 世帯数等の状況

総世帯数は平成12年以降、微増傾向にあります。1世帯あたり人員は3人を下回りながら緩やかに減少し、平成24年では2.5人となっており、核家族化の進行がうかがえます。

■ 図表2：総世帯数及び世帯人員の推移



（資料）栃木県市町村別 住民基本台帳人口・世帯数 各年9月末日

2 日光市人権に関する実態調査結果の概要

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

「日光市人権施策推進基本計画」の策定において基礎資料とするとともに、人権尊重についての啓発を図るために、アンケート調査を実施しました。

② 調査仕様

市内で子どもの健全育成、医療、福祉、まちづくり等の分野で活動するNPO法人や各種活動団体と、市内の製造業、サービス業、建設業、卸売・小売業等の分野別無作為抽出による事業所を対象に実施しました。

	(1) 団 体	(2) 事 業 所
調査対象	市内で活動する各種団体	市内の事業所
対象者数	100 件	100 件
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	平成24年9月18日 ～ 9月28日	

③ 回収結果

	(1) 団 体	(2) 事 業 所	合 計
配 布 数	100 件	100 件	200 件
回 収 数	79 件	54 件	133 件
回 収 率	79.0 %	54.0 %	66.5 %

④ 調査結果の見方

- 回答比率は百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、集計結果の合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、判別困難か、または回答がされていないものです。

(2) 調査結果の概要

【団体調査】

① 回答のあった団体の活動分野（上位 10 回答）

回答のあった団体の活動分野については、「子どもの健全育成」（68.4%）が最も多く、次いで「保健・医療・福祉の増進」（44.3%）、「人権の擁護・平和の推進」（38.0%）、「男女共同参画社会促進」（31.6%）の順に多くなっています。

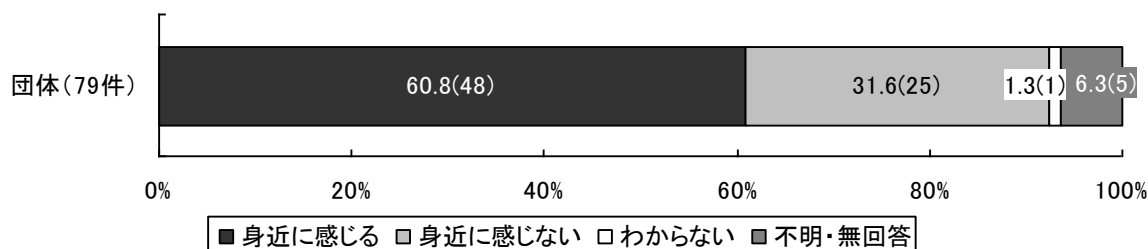
■ 図表3：回答のあった団体の活動分野

団体の活動分野	
	団体(79件)
子どもの健全育成	68.4(54)
保健・医療・福祉の増進	44.3(35)
人権の擁護・平和の推進	38.0(30)
男女共同参画社会促進	31.6(25)
地域安全活動	26.6(21)
まちづくりの推進	20.3(16)
社会教育の推進	15.2(12)
災害救援活動	15.2(12)
その他	13.9(11)
文化・芸術・学術の保全、スポーツの振興	8.9(7)

② 日頃の活動の中で人権問題を感じるか（単数回答）

日頃の活動の中で人権問題を感じるかについては、「身近に感じる」（60.8%）が最も多く、次いで、「身近に感じない」（31.6%）が多くなっています。

■ 図表4：日頃の活動の中で人権問題について



【 事業所調査 】

③ 回答のあった事業所の業種

回答のあった事業所の業種については、「製造業」（33.3%）が最も多く、次いで「サービス業」（14.8%）、「建設業」（11.1%）、「卸売・小売業」（11.1%）の順に多くなっています。

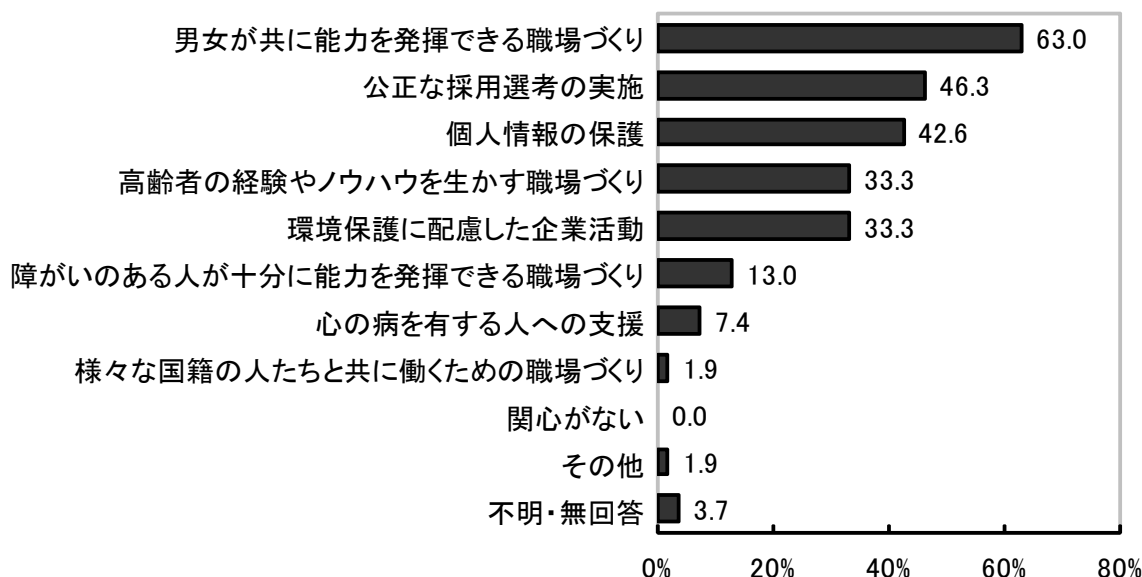
■ 図表5：回答のあった事業所の業種

事業所の業種	
	事業所(59件)
製造業	33.3(18)
サービス業	14.8(8)
建設業	11.1(6)
卸売・小売業	11.1(6)
医療・福祉業	7.4(4)
その他	7.4(4)
情報通信・運輸業	3.7(2)
金融・保険業	3.7(2)
飲食店・宿泊業	3.7(2)
電気・ガス・熱供給業	0(0)
不動産業	0(0)
不明・無回答	3.7(2)

④ 人権に関する事柄で特に関心があること（複数回答）

人権に関する事柄で特に関心があることについては、「男女が共に能力を発揮できる職場づくり」（63.0%）と最も多く、次いで「公正な採用選考の実施」（46.3%）、「個人情報保護」（42.6%）の順に多くなっていることから、誰もが能力を発揮できる職場づくりや仕組みに関する関心が高まっています。

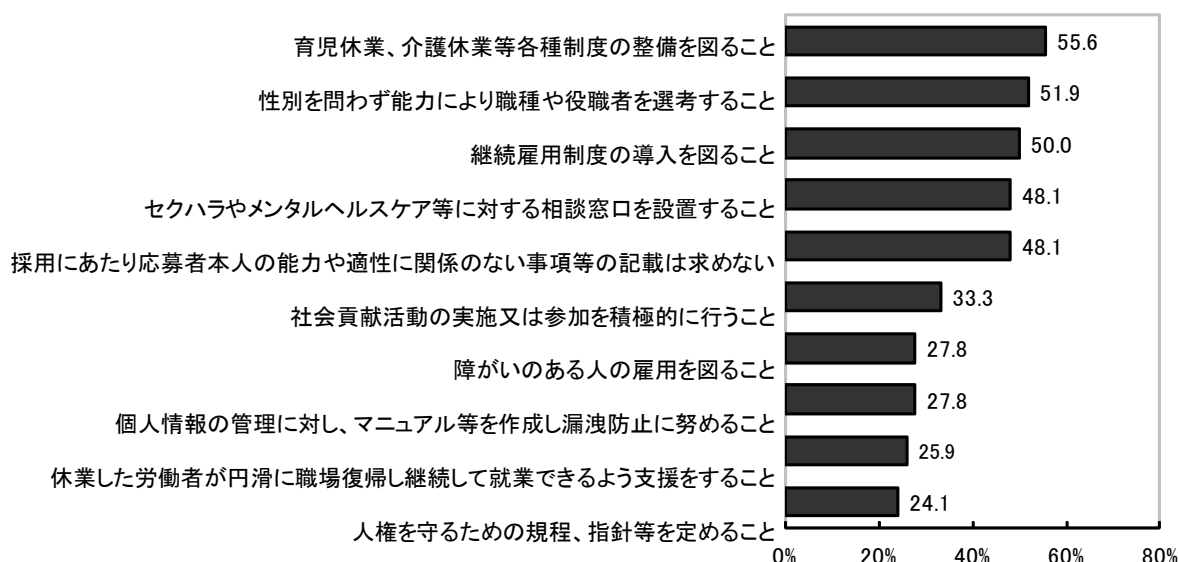
■ 図表6：人権に関する事柄で特に関心があること



⑤ 事業所において、人権に関する取り組み【上位 10 回答】（複数回答）

事業所において、人権に関して取り組んでいることについては、「育児休業、介護休業等各種制度の整備を図ること」（55.6%）と最も多く、次いで「性別を問わず能力により職種や役職者を選考すること」（51.9%）、「継続雇用制度の導入を図ること」（50.0%）、の順に多くなっています。

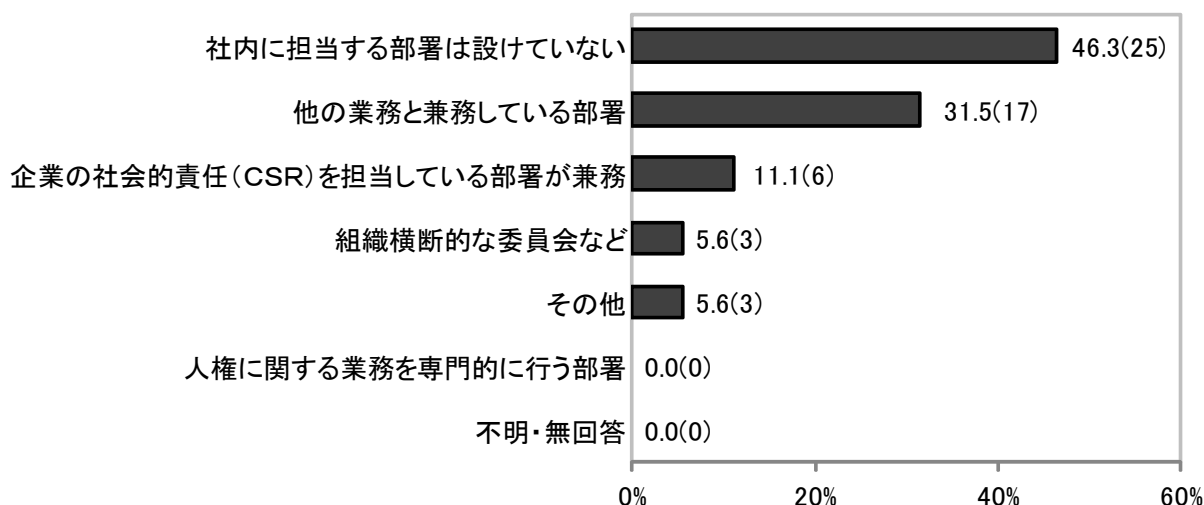
■ 図表7：事業所において、人権に関する取り組み



⑥ 人権に関する取り組みを行っている主な部署（単数回答）

人権に関する取り組みを行っている主な部署については、「社内に担当する部署は設けていない」（46.3%）が最も多く、次いで「他の業務と兼務している部署」（31.5%）の順に多くなっています。

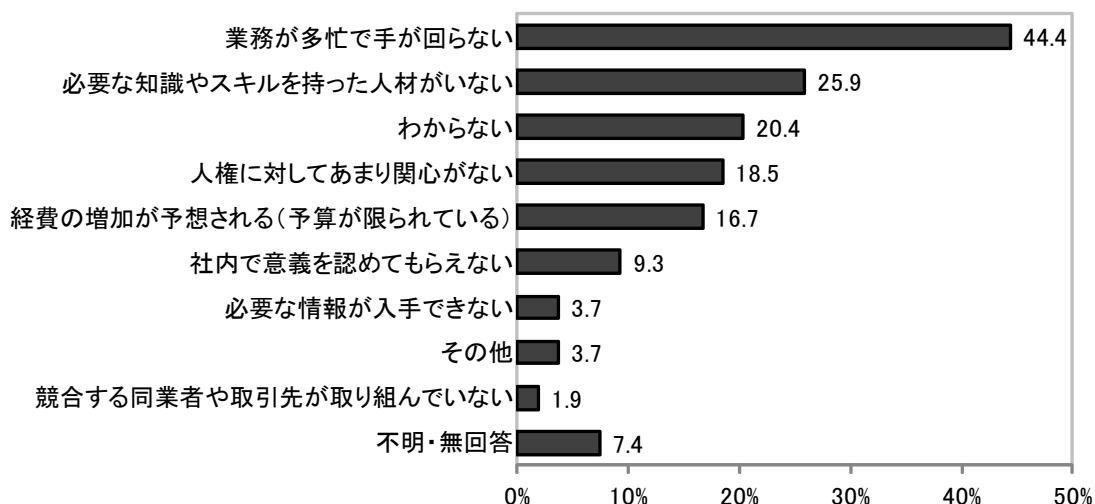
■ 図表8：人権に関する取り組みを行っている主な部署



⑦ 人権に関する取り組みをすすめるうえでの問題点（複数回答）

人権に関する取り組みをすすめるうえでの問題点については、「業務が多忙で手が回らない」(44.4%)、「必要な知識やスキルを持った人材がいない」(25.9%)、「わからない」(20.4%)、「人権に対してあまり関心がない」(18.5%)の順に多くなっています。

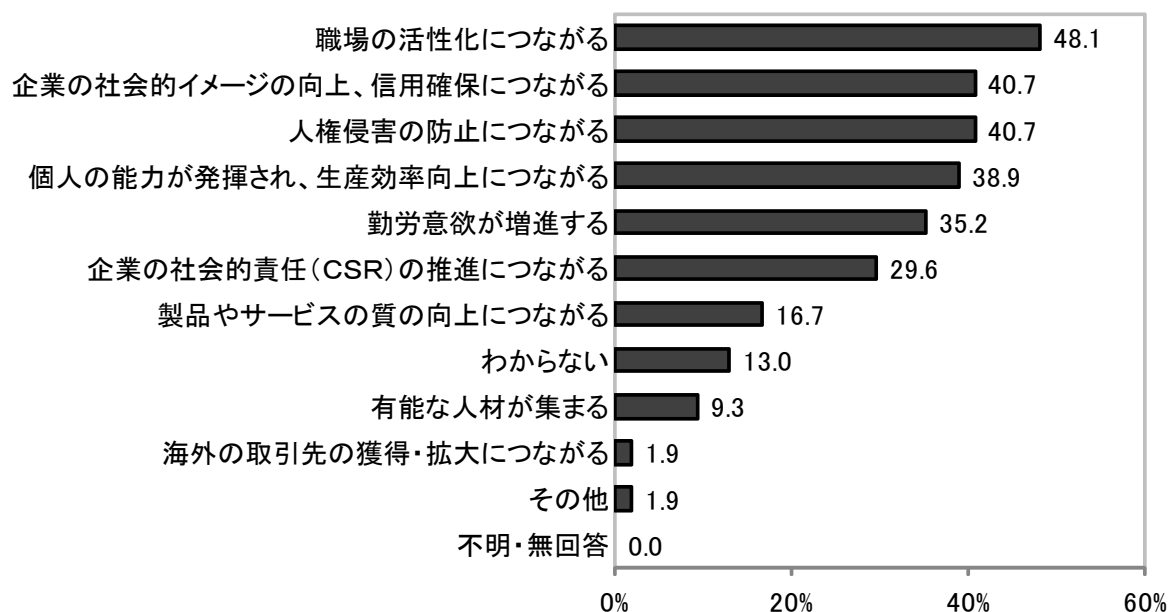
■ 図表9：人権に関する取り組みをすすめるうえでの問題点



⑧ 人権に関する取り組みを行い、社内での人権意識が高まることで生じる効果について（複数回答）

人権に関する取り組みを行い、社内での人権意識が高まることで生じる効果については、「職場の活性化につながる」(48.1%)が最も多く、次いで「企業の社会的イメージの向上、信用確保につながる」(40.7%)、「人権侵害の防止につながる」(40.7%)、「個人の能力が発揮され、生産性効率向上につながる」(38.9%)の順に多くなっています。

■ 図表10：人権に関する取り組みを行い、社内での人権意識が高まることで生じる効果について



【 共通設問 】

⑨「人権」から連想する言葉（複数回答）

「人権」から連想する言葉については、上位 10 回答を見ると、団体、事業所ともに「平等」がそれぞれ 6 割以上と最も多くなっています。また、団体については、2 位以降では、「自由」（38.0%）、「尊厳」（36.7%）、「差別」（34.2%）、「共生」（26.6%）の順に多くなっています。事業所については、2 位以降は「差別」（51.9%）、「公正」（40.7%）、「自由」（33.3%）、「尊厳」（18.5%）の順で多くなっています。

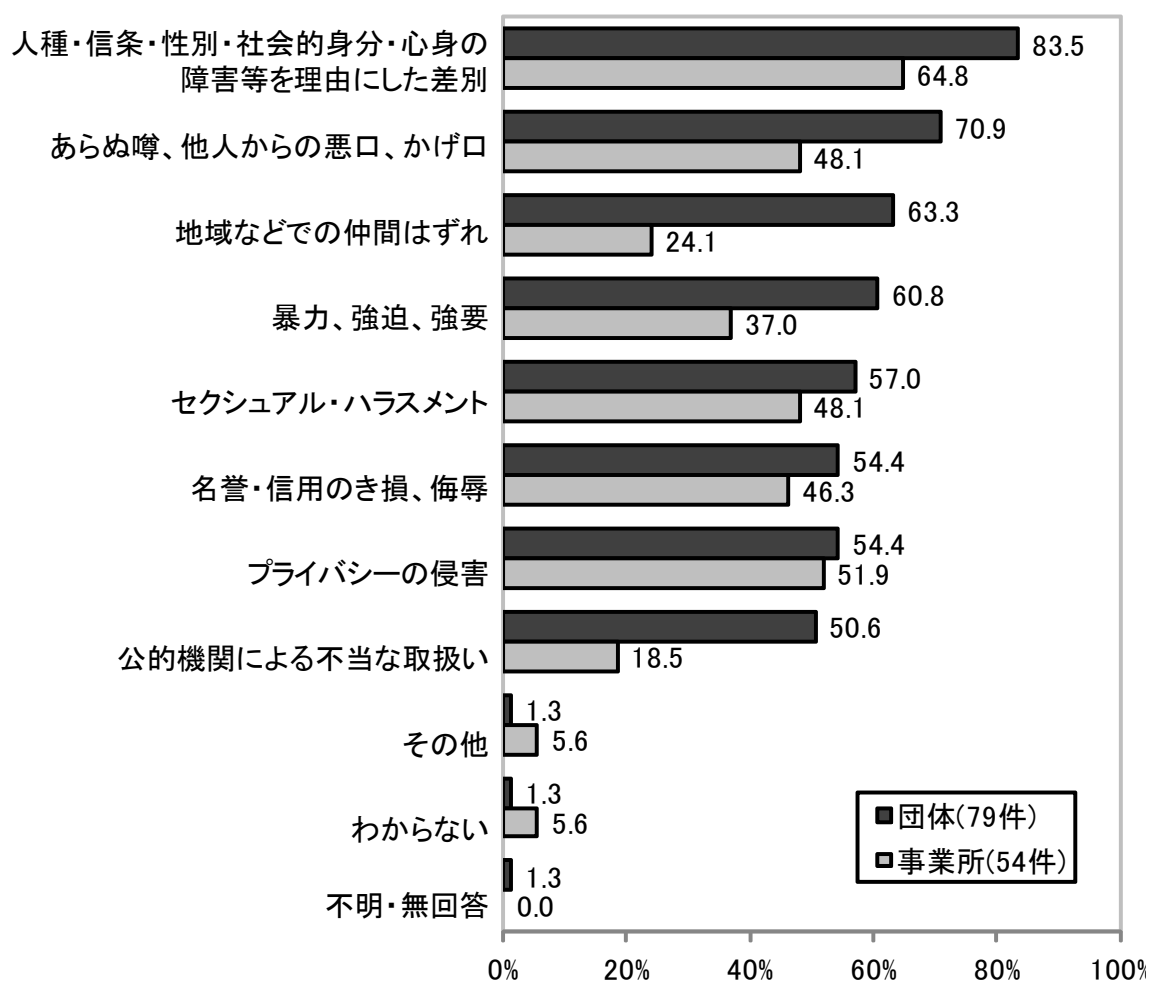
■ 図表 11 : 「人権」から連想する言葉

	「人権」から連想する言葉(上位10回答)	
	団体(79件)	事業所(54件)
1位	平等(65.8)	平等(63.0)
2位	自由(38.0)	差別(51.9)
3位	尊厳(36.7)	公正(40.7)
4位	差別(34.2)	自由(33.3)
5位	共生(26.6)	尊厳(18.5)
6位	公正(22.8)	格差(14.8)
7位	虐待(16.5)	抑圧(7.4)
8位	自立(12.7)	自立(5.6)
9位	友愛(7.6)	虐待(5.6)
10位	格差(7.6)	共生(3.7)

⑩ 人権上問題があると思うもの（複数回答）

人権上問題があると思うものについては、団体、事業所ともに「人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害等を理由にした差別」が最も多く、団体では83.5%と特に多くなっています。また、団体については、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」（70.9%）、「地域などでの仲間はずれ」（63.3%）、「暴力、強迫、強要」（60.8%）が6割を超えて多くなっています。事業所は、団体よりもいずれの回答も下回っているものの、「プライバシーの侵害」（51.9%）が5割以上と多くなっています。

■ 図表 12：人権上問題があると思うもの

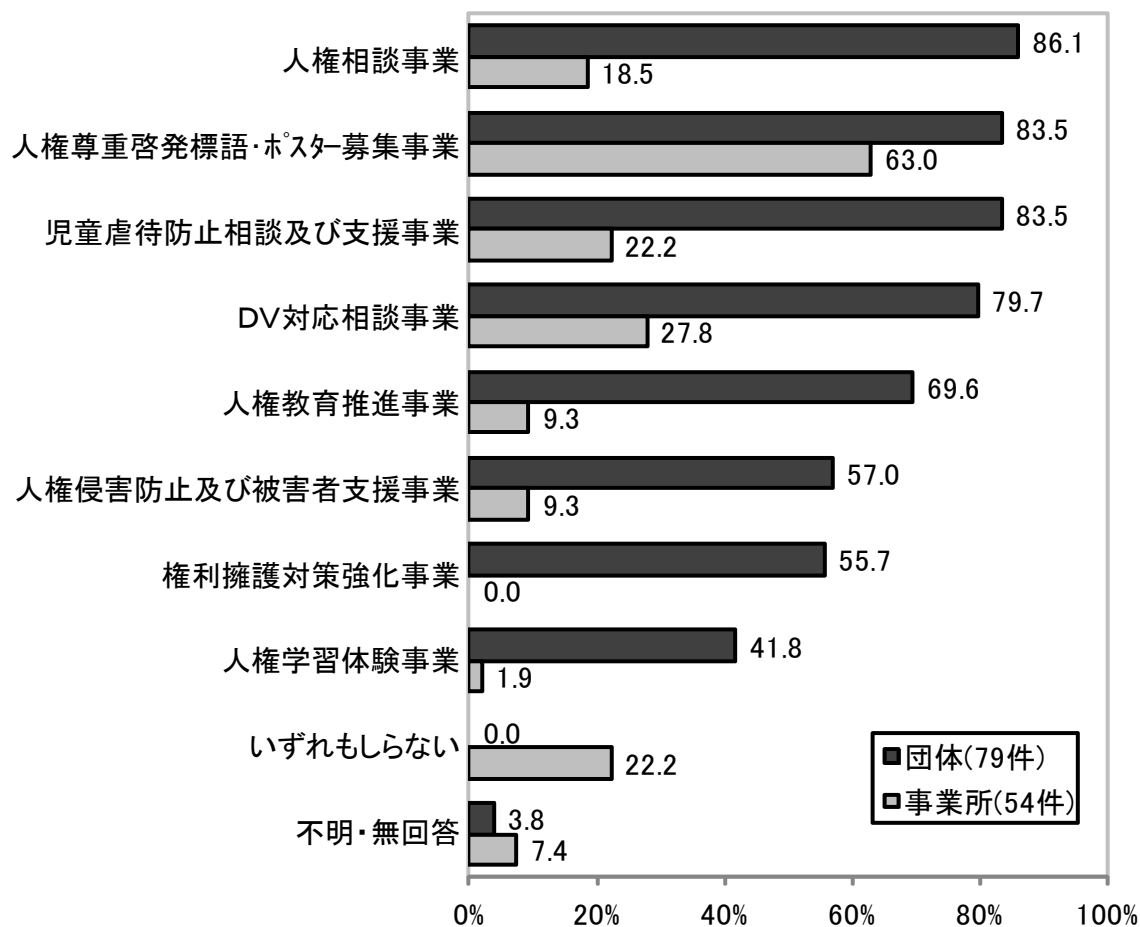


⑪ 日光市の人権に関する事業の認知度（複数回答）

日光市の人権に関する事業の認知度については、団体では「人権相談事業」（86.1%）、「児童虐待防止相談及び支援事業」（83.5%）、「人権尊重啓発標語・ポスター募集事業」（83.5%）が8割を超えています。

事業所では、いずれの項目でも回答が低くなっていますが、回答の中では、「人権尊重啓発標語・ポスター募集事業」（63.0%）が最も多く、次いで「DV対応相談事業」（27.8%）、「児童虐待防止相談及び支援事業」（22.2%）、がそれぞれ2割強と多くなっています。

■ 図表 13：日光市の人権に関する事業の認知度

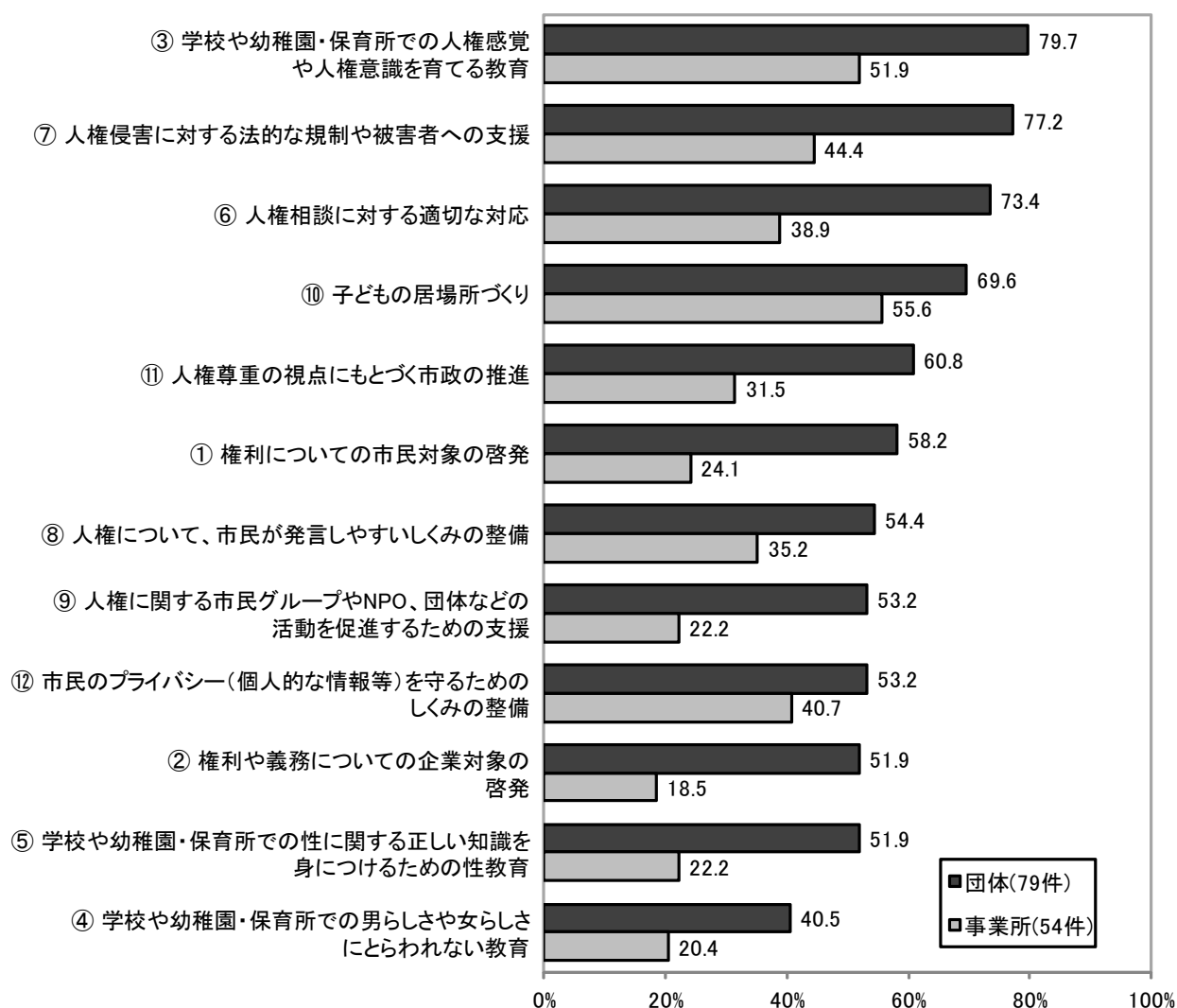


⑫ 日光市が今後行う人権に関する施策で重要と感じるもの（複数回答）

今後行う人権に関する施策で重要と感じるものについては、団体では、「③ 学校や幼稚園・保育所での人権感覚や人権意識を育てる教育」（79.7%）、「⑦ 人権侵害に対する法的な規制や被害者への支援」（77.2%）、「⑥ 人権相談に対する適切な対応」（73.4%）が7割を超えています。

事業所では、いずれの項目でも事業所の回答が低くなっていますが、回答の中では、「⑩ 子どもの居場所づくり」（55.6%）、「③ 学校や幼稚園・保育所での人権感覚や人権意識を育てる教育」（51.9%）が5割を超えています。

■ 図表 14：日光市が今後行う人権に関する施策で重要と感じるもの



3 団体ヒアリングからみた現状

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

女性・子ども・高齢者・障がいのある人の分野で活動している、NPO団体、福祉サービス事業所、相談機関等を対象に、人権問題に関する活動状況や課題等を把握することを目的に実施しました。

② 調査仕様

聞き取り対象	NPO団体、福祉サービス事業所、相談機関等
調査方法	訪問による聞き取り調査
調査期間	平成24年10月9日～10月25日

(2) 人権問題に関連する現状や対応

① 女 性

【男女共同参画意識について】

- 男女共同に対する意識は、若い世代は平等と感じており、共同ですることに抵抗を感じない場合があるが、中高年では未だ固定的な性別分担意識が根強い。
- 地域社会の中では、慣習やしきたりによって女性が参加できなかったり、参加しにくかったりする。
- 職業によるが、昇給や昇任は男性が優先される。女性は男性の後になる。
- 育児休暇などを取りたくても取りにくい状況がある。職場に休暇を取りやすい環境が大切。
- 女性（妻）が働き続けるには、家族(特に夫)の理解と協力が最も必要。共に協力し合って家事を分担していかないと、不満が出てくる。

【団体間等の連携体制について】

- 外部の専門機関との連携がよく取れているので対応しやすい。反対に内部関連部署との連絡調整や各種調査の方がしづらいこともある。

【相談支援について】

- 生活に関する相談から、事情を聞いていくと配偶者からのDVや児童虐待、経済的困窮等の複合的な問題に発展しており、様々な機関との連携が必要となっている。
- 本人の意向が最優先のため、適切な支援や対応をとることが困難な場合がある。
- 相談対応の技能向上に関する研修等に比較的参加しやすい環境にある。
- こちらの行動が起こせないため、支援した後、相談者がその後どのように過ごしているのか（問題が解決されているのか）気がかりである。

【虐待（DV）について】

- DVという言葉は知られつつあるが、身体的暴力のみと誤解している人が多い。正しいDVの知識を啓発していく必要がある。（DVと認識していない場合もある。）
- DV等の被害者には身内の支援が重要であるが、支援を頼めない人が多い。
- 家庭へ踏み込むことができないので、周知啓発をすることで、家庭内でのDV等への気付きを促している。

女性の人権問題としては、DVについての意見が多くあげられていました。最近では、配偶者等からの暴力だけが問題の原因ではなく、DVや児童虐待、経済的困窮といった問題が複合的に重なっている場合もあり、これまで以上に関係機関との連携や総合的な支援が必要となってきたことがうかがえます。

② 子ども

【子育てについて】

- 子育ては、家庭の中だけではなく、学校や地域社会全体で関わる必要がある。
- 子どもは、体験を通して学び、成長していくのだから、いろいろな体験ができる機会を多くすることが必要である。
- 親が地域社会に溶け込めないでいると、子どももひきこもりがちになりがち。地域社会の中で子どもは成長していくので、親も地域と関わっていくことが大切である。

【相談支援について】

- 相談したくても、一人で抱えてしまっている児童生徒が存在するはず。そのような声を出せない児童生徒の悩みを拾い上げる仕組みが必要である。
- 非行やいじめ・不登校などの相談件数が多いが、相談員の人員や相談の機会が少ないため、より充実した体制づくりが必要である。
- 親と子の様子を見てみると、親の育児力が低下しているように感じられる。
- 子どもへの相談・支援だけでなく、保護者への相談・支援するケースが増えている。
- 虐待に関する相談は、周辺の人や関係機関からが大半となっている。

【虐待について】

- 虐待をしてしまっている親も、生育歴を調査すると、子どもの頃に同じように虐待を受けている場合があり、虐待が連鎖している状況である。
- これまでの相談支援内容から、虐待を受けている年齢が高くなるほど、解決がより困難になる傾向がみられる。
- 児童虐待の防止は、出産前や乳幼児期からの早期支援が重要になっている。
- 健診や着替えの時に、あざなどの身体的な暴力の痕跡がないか、身だしなみ（何日も同じ服を着ていたり、風呂に入っていない）に異常がないか、注意している。

【いじめについて】

- 保護者内での仲間外れやインターネット上の書き込みのトラブルもあり、相談内容が多様化している。
- いじめに対し、児童生徒だけでなく、保護者への相談の対応が必要である。
- いじめに関して審判性（事件性）のある相談は寄せられていないが、問題が存在していないということではないと考えている。

子どもの人権問題としては、いじめや家庭の問題等、子どもをめぐる問題は多様化していることがうかがえます。家庭での問題では、相談支援体制が充実してきているが、いじめなどの学校での問題や悩みや相談をする場が不足していることがうかがえます。

③ 高齢者

【団体間等の連携体制について】

- 高齢者への虐待や人権侵害に関する問題は、地域包括支援センターが担っている。
- 本人の行動範囲が狭くなり、新しいものを受け入れにくい傾向があるので、身近なところで支えあう支援体制が必要である。

【相談支援について】

- 相談件数としては増加傾向にある。
- 相談者は本人よりも、家族、民生委員、自治会長などの周囲の人が多い。
- 相談件数は少ないが、本人や養護者が虐待と認識していない場合や、虐待があったとしても本人が直接相談できる状況にない場合も考えられる。
- サービス内容が限定的なため、相談の内容については、金銭管理に関する内容がほとんどである（9割程度）。
- サービスをひとつ受けるにも、契約や書類の手続きが必要なが多く、自分だけの管理に不安を感じる人が増えている。
- 事務的に年齢で「高齢者」と区切られがちだが、性別や相談内容等が複雑に結びついている事案もあり、相談・支援の場では簡単に年齢で割り切れるものではない。
- 特に、山間部でのひとり暮らし高齢者が増加している。親族は市外や県外への移住が多く、認知症を発症しても気づきにくい。また、親族だけで面倒を見るのが難しいケースが増え、今後、相談件数も増えると思われる。

【虐待について】

- 施設での虐待は現在のところはないが、自宅で虐待が発生しやすいようだ。
- 身体的なものだけでなく、経済的な虐待も多い。目に見えない部分であり難しい。

【人権侵害について】

- 業務にあたり人権尊重も必要と考えるが、具体的にどうすべきかはわからないので、今後人権に関する研修会等があれば参加したい。

虐待や問題が等が発生した際には、周囲が気づき、地域包括支援センターへ相談につながる体制が出来上がりつつあります。その一方で、家庭内で介護をする人が意図せず虐待をしてしまうという状況も発生しており、虐待に対する正しい知識が不足していることが見受けられます。

また、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の意思を尊重される取り組みの必要性が今後高まっていくことが考えられます。

④ 障がい者

【虐待について】

- 経済的虐待は、認知症高齢者の相談が多くなっているが、今後、障がいのある人の地域移行が進めば、同様の相談が増えていくのではないかと思う。
- 施設内はもちろん、保護者宅においても虐待のような状況は見受けられない。

【差別について】

- 現在は、障がいに対して学習する機会が増え、理解が広がってきたが、それでもまだ障がいのある人が地域で生き生きと過ごせる環境ではない。
- 障がいのある人の地域社会への参加が進んで、ノーマライゼーションの基本理念を浸透させていく必要がある。
- 関係者からも差別の言葉や態度がある。意図的ではなく無意識と思われ、人権教育が足りないと感じる。
- 知的障がいのある子どもへの人権侵害の言葉をたまに耳にする。
- 施設への良くないイメージの言葉を耳にする。障がいに対する情報や教育が足りないのではないかと思う。
- はっきりと判る障がいを持っている人への差別は、少なくなっているが、表面に出ない障がい（内部障がい等）の人は理解されにくい。
- 精神的な疾患は、社会に出ても受け入れられにくく、好奇の目で見られる。
- 職につくことが難しく、限られたところでしか働くことができない。

【その他】

- 本人(子ども)や保護者に対して、子どもの個性に合わせた支援を心がけている。

女性、子ども、高齢者に比べて、障がい者が社会のなかの一員であるという認識が不足しているという声が多くあげられています。

4 分野別の施策の現状と課題

(1) 女 性

【 背 景 】

- 国際社会において、国連は昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、その後の 10 年間を「国連婦人の 10 年」と位置付けて、女性の地位向上のための様々な運動に取り組みました。
- 昭和 54（1979）年に「女子差別撤廃条約」が国連総会で採択され、「固定化された性別役割分担」を見直すことが定められました。
- 平成 7（1995）年に第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動要綱」などで、男女平等の達成に向けて各国政府が取り組むべき重要課題が定められています。
- 我が国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、平成 12（2000）年に、「男女共同参画基本計画」が策定され、平成 22（2010）年には「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されています。
- 配偶者等からの暴力や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害も、重大な社会問題として認識が深まり、平成 12（2000）年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）」が施行されました。

【 日光市のこれまでの取り組み 】

- 日光市においては、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みを総合的かつ、計画的に推進するため、平成 20（2008）年 3 月に「男女共同参画プラン日光」及び「日光市農業・農村男女共同参画ビジョン」を策定しました。
- 平成 20（2008）年には、男女共同参画社会の実現を目指し「男女共同参画都市宣言」を行いました。
- 平成 21（2009）年に「日光市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会を実現するため、理念、性別による差別の禁止等、市民・事業者・地域団体の責務と協働などを規定しました。
- 平成 22（2010）年に、「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定するとともに、DV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」を開設しました。
- 平成 24（2012）年に、「日光市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、「日光市男女共同参画プラン日光（後期計画）」を策定し、男女がともにあらゆる分野で自らの意思によって能力を発揮できる社会の実現を目指しています。

【 日光市の現状 】

- **意識や行動、社会の習慣・慣行については、男女の役割に対する固定的な考え方が見受けられます。(図表 15、図表 16)**
 - ・ 性別に基づく固定的な役割分担意識については、「賛成」と「反対」がほぼ同程度となっている。
 - ・ 「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「職場」などの場面で、依然として「男性優遇」と感じる割合が多くなっている。
- **DVに関する正しい認識が浸透していない状況がみられます。(団体ヒアリング結果)**
 - ・ DVに関する相談が増加しており、平成 24 (2012) 年度では相談実人員が 45 件となっている。
 - ・ 相談者の中には、暴力を受けていてもそれをDVと認識していなかったり、DVとは身体的暴力のみであると誤解している人等が見受けられる。
 - ・ DV等の被害者には家族からの理解が重要であるが、家族からの理解が得にくい人が多い。
- **分野を横断して様々な機関との連携が求められています。(団体ヒアリング結果)**
 - ・ 生活に関する相談から、事情を聞いていくと配偶者からのDVや児童虐待、経済的困窮等の複合的な問題に発展しており、様々な機関との連携が必要となっている。
 - ・ 相談対応時に、外部の専門機関との連携はよく取れているので対応しやすいものの、庁内各課との連絡調整や各種調査は趣旨が伝わらずスムーズに対応できないとの意見があった。



【 課題のまとめ 】

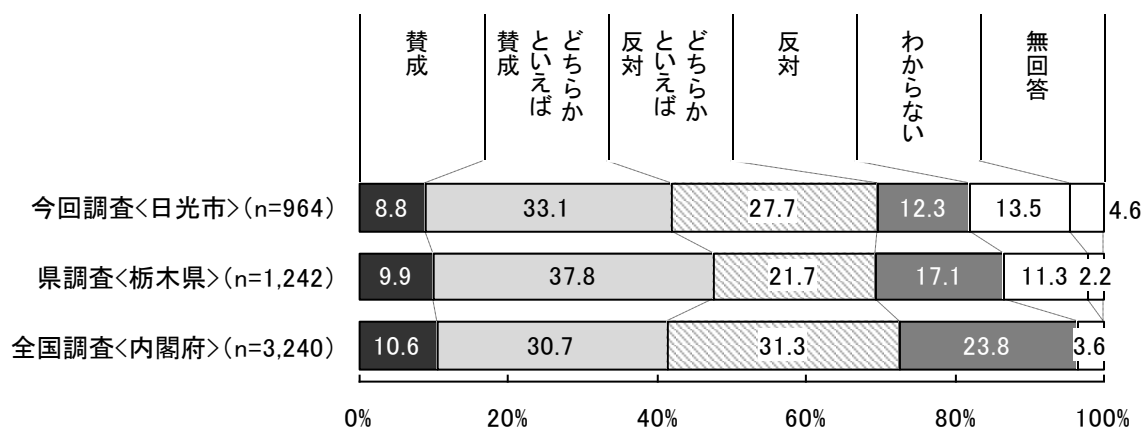
男女が性別にとらわれず個人として尊重される社会の実現に向けて、講演会や学習の場などを利用し、互いを尊重する意識を醸成していく必要があります。

また、DVをはじめとする人権侵害の防止や、DVに関する正しい認識の浸透に努める必要があります。

被害を受けている人に対しては、適切な対応と自立に向けた支援を行えるよう関係機関・団体との連携を強化する必要があります。

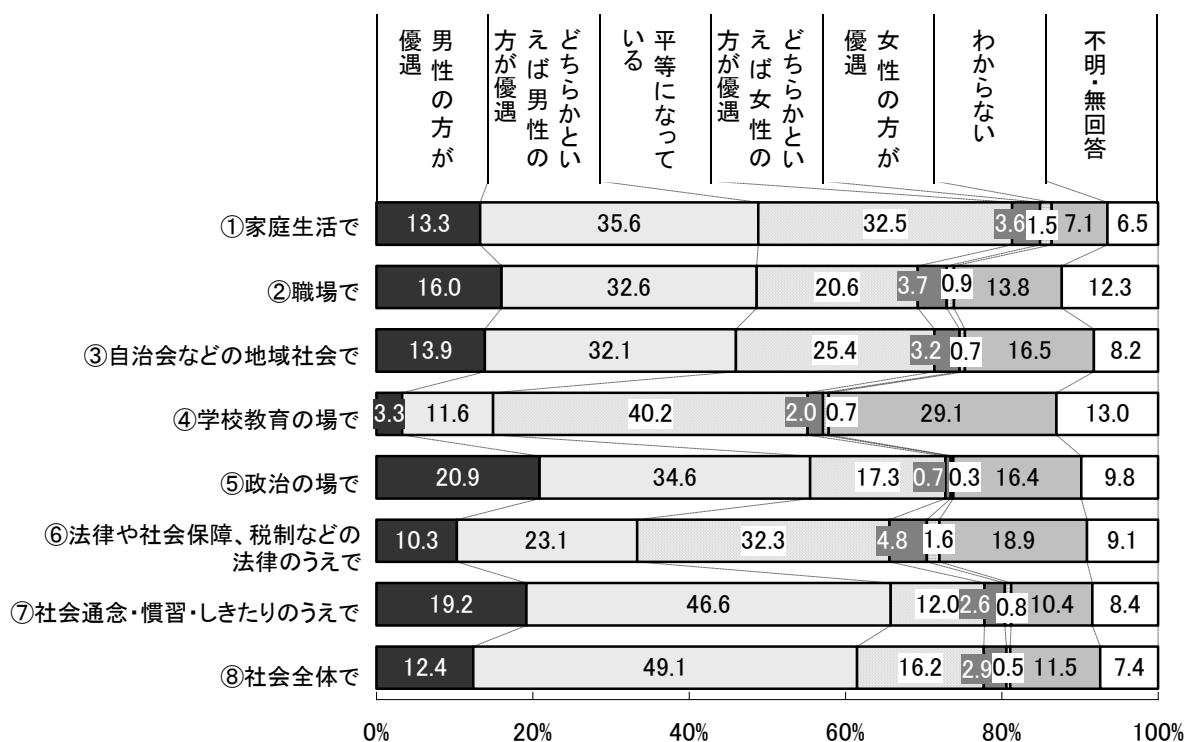
▶▶ 参考データ

■ 図表 15 : 夫は外で働き妻は家庭を守るべきという考え方について



(資料) 平成 22 年度「日光市男女共同参画に関する市民アンケート調査」

■ 図表 16 : 男女の地位の平等感



(資料) 平成 22 年度「日光市男女共同参画に関する市民アンケート調査」

■ 図表 17 : DV相談実人員及びDV等の相談のべ件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談 実 人 員	27	26	29	23	38	39	45
相談 のべ件数	112	171	78	56	100	415	260

(資料) 日光市人権・男女共同参画課

（２）子ども

【 背 景 】

- 平成元（1989）年に「児童の権利に関する条約」（以下『子どもの権利条約』という。）が国連で採択され、「児童の最善の利益」の考慮など、子どもの権利保障の基準が「条約」という形で明らかにされています。
- 我が国では、平成6（1994）年に国連の「子どもの権利条約」に批准しました。
- 平成11（1999）年に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」で初めて「児童の権利の擁護」が法律上で明文化されました。
- 平成12（2000）年には、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されましたが、その提案理由の中で、「子どもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれており、子どもの権利を擁護するための法律となっています。
- 平成16（2004）年には、児童虐待の定義の見直しや早期発見等に係る努力義務の強化、通告義務の対象範囲の拡大等を盛り込んだ法改正が図られました。
- 平成19（2007）年の改正では、児童の安全確認等のための家庭内への立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を図るための見直しを行うなど、児童虐待防止対策のより一層の強化が行われています。
- 平成20（2008）年の改正により、要支援児童と特定妊婦が加わり早期からの支援ができるようになりました。

【 日光市のこれまでの取り組み 】

- 日光市においては、平成17（2005）年4月に当時の2市2町1村（今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村）のすべてが「次世代育成支援行動計画 前期計画」を策定し、子育て支援事業を推進してきました。平成18（2006）年3月の合併後も総合的に実施するなど施策を推進してきました。
- 平成18（2006）年に、児童福祉法に基づき「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、警察・司法機関、民生委員・児童委員及び主任児童委員をはじめとする児童福祉に関連する職務に従事する人との情報交換や、ケース検討会議における支援方法の確認等を実施していくことで、児童虐待の早期発見や複雑化する傾向にある事案等について総合的に対応する体制を整備しました。
- 平成19（2007）年に、家庭児童相談室を設置し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図っています。必要に応じて家庭訪問等による養育支援をNPO法人に委託して実施しています。
- 平成22（2010）年3月には、行政施策を子育て環境の側面から見直し「日光市子ども未来かがやきプラン（日光市次世代育成支援地域行動計画 後期計画）」を策定しました。
- 平成23（2011）年4月からは、NPO法人に委託し養護児童や子育てに悩む保護者の安らぎの場として、子どもの居場所の確保と自立支援を行っています。

- 平成 25（2013）4 月から、「日光市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの持つ権利とその責任や大人が子どもの権利の保障を進めるうえでの果たすべき役割を整理し、子どもの権利の保障をより一層進めていくこととしています。

【 日光市の現状 】

- **子どもへの暴力を見逃さない環境づくりが求められています。（団体ヒアリング結果）**
 - ・ 平成 24（2012）年度に市に寄せられた児童虐待相談の新規受理件数は 89 件と増加になっており、身体的な暴力や育児放棄等様々な相談が寄せられている。
 - ・ これまでの相談支援内容から、虐待を受けている年齢が高くなるほど、解決がより困難になる傾向が出ている。
 - ・ 児童虐待の防止は、出産前や乳幼児期からの早期支援が重要になっている。
 - ・ 健診や着替えの時に、あざなどの身体的な暴力の痕跡がないか、身だしなみ（何日も同じ服を着ていたり、風呂に入っていない）に異常がないか、注意している。
- **親への支援が必要となっています。（団体ヒアリング結果）**
 - ・ 世帯人員の推移をみると、核家族化が進行している。
 - ・ 虐待をしてしまっている親も、生育歴を調査すると、子どもの頃に同じように虐待を受けている場合があり、虐待が連鎖している状況がある。
 - ・ 家庭での親の育児力が低下しているように感じられる。
 - ・ いじめに対し、児童生徒だけでなく、保護者の相談の対応が必要となっている。
 - ・ 保護者内での仲間外れや保護者同士のインターネット上の書き込みのトラブルもあり、相談内容が多様化している。
- **いじめ等の悩みを早期発見できる相談体制が求められています。（団体ヒアリング結果）**
 - ・ 相談したくても、一人で抱えてしまっている児童生徒が存在するはずである。そのような声を出せない児童生徒の悩みを拾い上げる仕組みが必要だと思う。
 - ・ 非行やいじめ・不登校などの相談件数が多いが、相談員の人員や機会が少ないため、より一層の充実した体制づくりが必要である。

【 課題のまとめ 】

子どもに関わる人権の問題の解決に向けては、市だけではなく、保護者や市民とも連携し、子どもの成長・発達のための環境づくりに努めていく必要があります。

また、児童虐待については、相談窓口やあらゆる機会を利用した情報の提供に努めるとともに、早期発見・早期対応・未然防止に向けて相談支援の強化が重要です。

学校における、いじめ問題については、今後も早期発見・解決につなげることができるようにより一層の相談体制の充実が必要です。

▶▶ 参考データ

■ 図表 18 : (参考)全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数

年 度	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度
対応件数	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,862	66,807

(資料) 厚生労働省社会福祉行政事業報告結果

■ 図表 19 : 児童虐待相談対応件数

年 度	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度
対応件数	2,843	2,896	3,372	2,645	3,726	4,183	8,020

(資料) 日光市人権・男女共同参画課

■ 図表 20 : 児童虐待相談の新規受理件数

年 度	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度
対応件数	11	14	20	13	22	27	89

(資料) 日光市人権・男女共同参画課

■ 図表 21 : 要保護児童数

年 度	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度
対応件数	242	301	301	193	183	199	508

(資料) 日光市人権・男女共同参画課

■ 図表 22 : 児童相談所への送致件数

年 度	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度
対応件数	2	4	1	5	5	9	16

(資料) 日光市人権・男女共同参画課

（３）高齢者

【 背 景 】

- 我が国は急速に高齢化が進行しており、平成 23（2011）年 10 月で高齢化率が 23.3%となっています。こうした高齢化の進行に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれています。また、少子化及び核家族などの社会環境の変化に伴い、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。
- 社会全体として高齢社会対策を推進していくため、平成 7（1995）年に、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした「高齢社会対策基本法」を施行しました。
- 高齢化の進行に伴い、家族による虐待や施設等での身体拘束といった虐待問題、認知症に関する認識不足による高齢者の尊厳が阻害されるといった問題が、社会的に大きく取り上げられたことを背景に、平成 18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者に対する虐待の防止と介護者への支援が定められました。
- 介護保険法の改正で新たに地域包括支援センターの設置、高齢者の権利擁護事業に関する相談・支援が規定されました。

【 日光市のこれまでの取り組み 】

- 日光市においては、平成 18（2006）年 3 月の合併以前においては、当時の 2 市 2 町 1 村（今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村）それぞれで、老人福祉法及び介護保険法に基づく「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な推進を図っていました。
- 平成 18（2006）年 3 月の合併直後には、新たな日光市全体の高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な推進を図ることを目的とした「日光市高齢者福祉計画・第 3 期介護保険事業」を策定しました。
- 「日光市高齢者福祉計画・第 3 期介護保険事業」では、平成 27（2030）年を見据えた介護保険制度改革による、介護保険法の改正が行われ、予防給付や地域支援事業が創設されるとともに、日常生活圏域と地域包括支援センターを各市町村に設置することが義務付けられ、日光市においても平成 18（2006）年に、藤原地区、栗山地区、日光地区に設置されました。
- 高齢化の進行に伴い、平成 21（2009）年に日光市高齢者支援ネットワーク協議会を設置し、高齢者に対する虐待の防止及び早期発見並びに困難事例への対応並びに養護者に対する支援や高齢者虐待防止等の調査及び検討、虐待を受けている高齢者に対する支援体制を検討する等の取り組みを行っています。
- 平成 22（2010）年 3 月には「日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定し、認知症等によって判断能力が低下した高齢者等の権利擁護を施策として定めました。
- 経済的虐待の防止を目的とする「成年後見制度」の普及をはじめ、「日常生活自立支援事業（とちぎ権利擁護センターあすてらす）」の充実により、福祉サービスの利用援助や日常的な

金銭管理の支援が適切に行われるよう努めています。

- 平成 24（2012）年には、介護保険サービスをはじめ、高齢者の保健・福祉サービスの具体的な目標や生きがいづくり等の方針をまとめた「日光市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定しました。さらに進行する高齢化に備えるための日常生活圏域の見直しや、地域包括ケアの実現に向けた必要な保健・福祉サービスの提供体制の整備に努めています。

【 日光市の現状 】

● 高齢者の意思が尊重される環境づくりが求められています。（団体ヒアリング）

- ・ 日光市は、平成 24 年 4 月 1 日時点で高齢化率が 27.7%となっており、今後も高齢化が進行することが見込まれる。
- ・ 特に、山間部での独居老人が増加している。親族は市外や県外への移住が多く、認知症を発症しても気づきにくい。親族だけで面倒を見ることが難しいケースが増え、今後、相談件数も増えると思われる。
- ・ サービスをひとつ受けるにも、契約や書類の手続きが必要なことが多く、自分だけでの管理に不安を感じる人が増えている。

● 高齢者の虐待が増えています。（団体ヒアリング）

- ・ 日光市においては、平成 24(2012)年度に市に寄せられた高齢者の虐待相談件数の 15 件中、8 件が虐待と認定されている。
- ・ 相談件数は少ないが、本人や養護者が虐待と認識していない場合や、虐待があったとしても本人が直接相談できる状況にない場合も考えられる。
- ・ 身体的なものだけでなく、経済的な虐待も多い。目に見えない部分であり難しい。

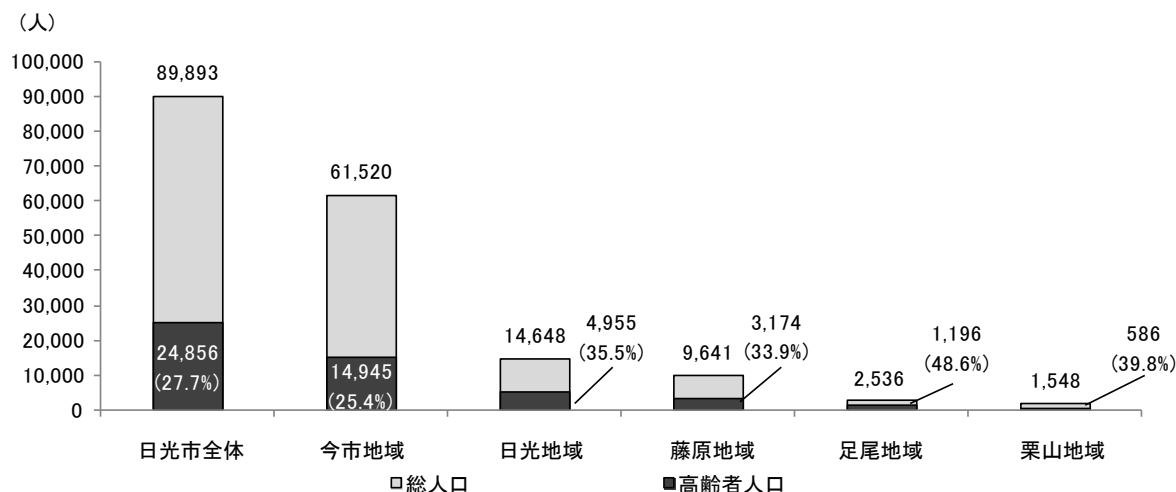
【 課題のまとめ 】

高齢化が進行することから、認知症に対する予防策、高齢者理解に向けた世代間交流等、今後も高齢者の意思が尊重され、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、人権擁護に向けた取り組みを積極的に展開する必要があります。

また、家庭内での高齢者虐待を未然に防止するため、介護に関する情報の提供や、家族介護者の精神的・肉体的な負担を軽減できるよう、介護保険サービス等の各種福祉サービスの確保と利用促進に努める必要があります。

▶▶ 参考データ

■ 図表 23：日光市内の高齢化の状況（平成24年4月1日）



(資料) 日光市市民課

■ 図表 24：高齢者の虐待相談件数

年 度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度
相談・通報件数	36	22	24	12	14	15
虐待認定数	20	8	7	4	9	8
被虐待者実数	12	8	6	4	12	8

(資料) 日光市高齢福祉課

■ 図表 25：(参考)全国の高齢者の虐待相談件数

年 度	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度
相談・通報件数	18,663	20,350	22,143	23,812	25,821	26,323
養介護施設 従事者等に よるもの	相談・通報件数	273	379	451	506	687
	虐待判断 件 数	59	62	96	76	96
養 護 者 に よるもの	相談・通報件数	18,390	19,971	21,692	25,315	25,636
	虐待判断 件 数	12,569	13,273	16,668	15,615	16,599

(資料) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

（４）障がい者

【 背 景 】

- 昭和 58（1983）年からの「国連・障害者の 10 年」によって、障がい者と健常者が共に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする「ノーマライゼーション」の理念が世界各国に広がってきました。
- 平成 18（2006）年に、「障害者権利条約」が国連によって採択され、障がいのある人の権利などを保障し、障がいに基づく差別を禁止しました。
- 我が国においては、平成 19（2007）年 9 月に「障害者権利条約」に署名をしています。
- 平成 24（2012）年に「改正障害者基本法」が全面施行されました。この改正によって、「障がい者」の範囲がいわゆる「障害者手帳の交付者」に限らず、高次脳機能障がい、難病や慢性疾患に起因する障がいも含まれることとされました。
- 平成 24（2012）年 6 月には「障害者総合支援法」を成立させ、10 月からは「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことにより、障がいのある人への虐待の防止に係る国や自治体の責務等が定められました。
- すべての人が尊重し合う社会の実現に向け、差別をなくし、差別を受けた人を救済するための「障害者差別禁止法」の成立に向けて検討が進められています。

【 日光市のこれまでの取り組み 】

- 平成 19（2007）年に、障害者基本法に基づいて「障がい者福祉計画」を中長期期的な計画としての位置付けで平成 28（2016）年度までを計画期間として策定しました。
- 「障害者自立支援法」に基づき、「障がい福祉サービス」「地域生活支援事業」について将来必要なサービス量の見込みとその確保のための方策を定めた「第 1 期障がい者福祉計画」を平成 18（2006）年に策定し、その後平成 21（2009）年 3 月には「第 2 期障がい者福祉計画」を、平成 24（2012）年 3 月には「第 3 期障がい者福祉計画」を策定しました。
- 「第 3 期障がい者福祉計画」では、障がいのある人の地域生活への移行を一層促進することを重点的取り組みの一つとして掲げ、障がいのある人に対する社会的な偏見を取り除き、地域住民の理解を深めるための取り組みを行うこととしています。
- 平成 24（2012）年 10 月 1 日の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、日光市障がい者虐待防止センターを同日付けで設置し、障がい者虐待予防・防止の体制の強化を図っています。

【 日光市の現状 】

● 障がいのある人への理解を深める必要があります。(図表 26、団体ヒアリング)

- ・日光市では、障害者手帳所持者数が平成 23（2011）年度で 4,766 人で平成 18（2006）年度から微増傾向となっている。
- ・手帳所持者別の割合は、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が約 1.8 倍増加となっており、日光市においても全国と同様の傾向を示している。
- ・障がいに対して学習する機会が増え、理解が広がってきたという意見もあるものの、知的障がいのある子どもや、障がいのある人が通う施設に対するよくないイメージや言葉を聞くことがあるという問題があげられている。
- ・障がいのある人の地域社会への参加が進んで、ノーマライゼーションの基本理念を浸透させていく必要がある。

● 障がいのある人への差別等が存在しています。(図表 27、団体ヒアリング)

- ・栃木県が平成 23（2011）年に実施した「人権に関する県民意識調査」によると、障がいのある人への差別や人権侵害があると思うと回答している人が半数近くとなっており、依然として、障がいのある人への人権侵害が存在していることがうかがえる。
- ・障がいのある人に関する事柄で、人権上問題があると思うことについては、「就職・職場で不利な扱いをすること」、「差別的な言動をすること」「じろじろ見られたり、避けられたりすること」といったことへの回答が多い。
- ・関係者からも差別の言葉や態度がある。意図的ではなく無意識と思われ、人権教育が足りないと感じる。
- ・経済的虐待は、認知症高齢者からの相談が多くなっているが、今後、障がいのある人の地域移行が進めば、同様の相談が増えていくのではないかなと思う。

【 課題のまとめ 】

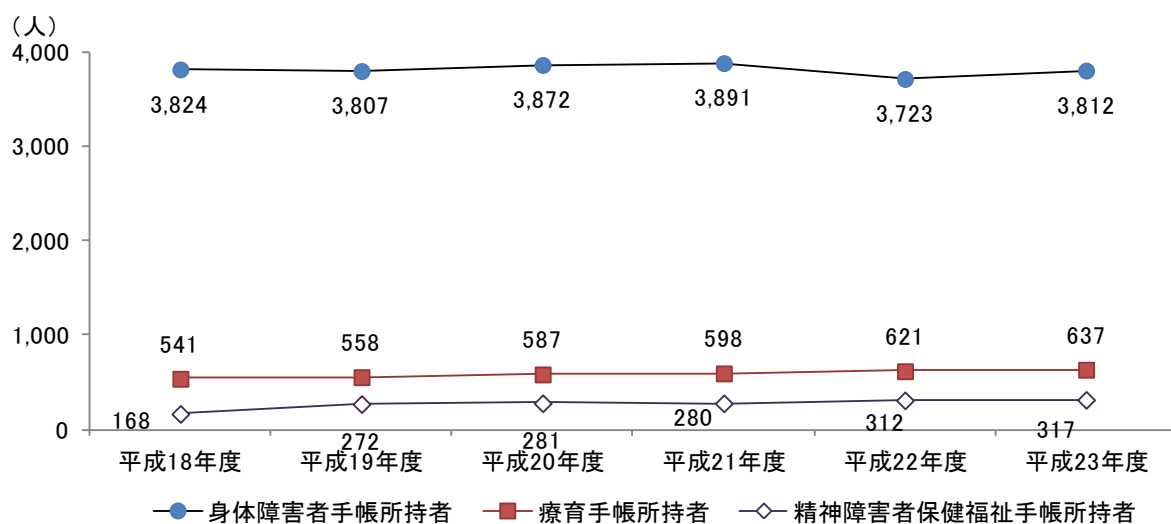
障がいのある人が住みなれた地域で自立し、その人らしく生きがいをもって暮らしていくためには、自立した生活が送れるよう充実した障がい福祉サービスの提供に努めるとともに、市民全体が障がいに対する理解や認識を深めていくことが必要です。

障がいのある人とそうでない人が交流する場や学習の場を設け、相互理解を深めていくことが必要です。

さらに、障がいのある人が人権侵害を受けた場合に適切な相談と支援を受けられるよう、日光市障がい者虐待防止センターの相談支援体制を充実させていくとともに、周知を図る必要があります。

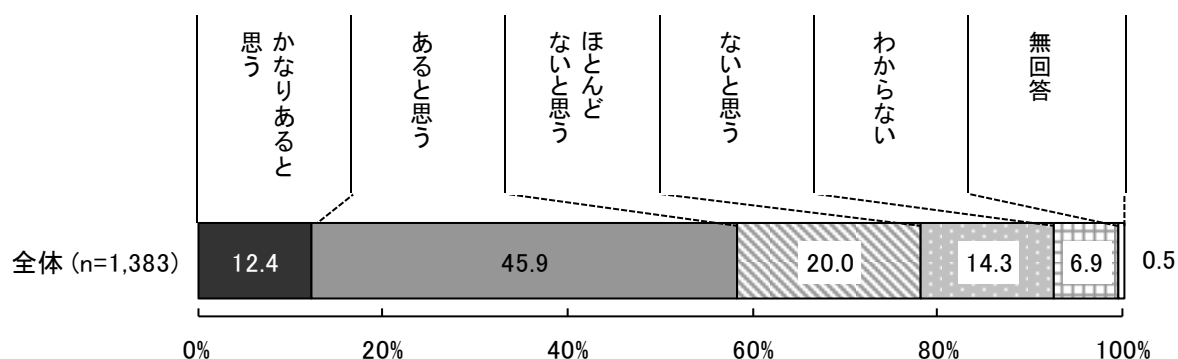
▶▶ 参考データ

■ 図表 26 : 障害者手帳所持者の内訳の推移



(資料) 日光市生活福祉課

■ 図表 27 : 周囲の差別や偏見を感じた経験の有無



(資料) 栃木県平成23年度「人権に関する県民意識調査」の結果について

（５）同和問題

【 背 景 】

- 同和問題は、日本社会の歴史的過程において形成されてきた身分差別による人々の意識に起因する重大な社会問題であるとともに重大な人権問題です。同じ日本国民でありながら、被差別部落出身という理由だけで、長い間、社会的、経済的、文化的なすべての面で差別を受け、基本的人権を著しく侵害されてきました。
- 同和問題という、我が国固有の重大な人権問題に対し、昭和 40（1965）年に同和対策審議会の「同和対策審議会答申」において、同和問題が憲法で保障する基本的人権に関わる問題であることと、早急に解決することが国の責務であり、同時に国民的課題であることが明らかにされています。
- 「同和対策審議会答申」をもとに、昭和 44 年（1969 年）に「同和対策事業特別措置法」が、その後「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」と三度にわたる特別措置法が制定されています。

【 日光市の現状 】

- 日光市においても、差別を無くすための意識づくりとして、学校や公民館での人権教育・人権啓発活動を行っています。
- 人権相談員や宇都宮地方法務局等の関係機関との連携により相談しやすい相談体制の充実に努めていますが、根本的な問題として心理的差別は依然として存在しています。
- 心理的差別以外にも、結婚を妨げられたり、就職で不当な扱いを受けるなどの、重大な人権問題が存在しています。

【 課題のまとめ 】

今後も引き続き、学校教育の場や地域における学習や研修を通し、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取組みを一層推進する必要があります。

（６）外国人

【 背 景 】

- 『日本国憲法』では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権を保障しています。
- 世界的に交通機関や情報通信基盤の整備が進み、様々な分野でグローバル化が加速する近年、海や国境を越えた交流の機会が身近なものになっています。日本に在住あるいは訪問する外国人が増えています。就労差別や入居・入店拒否など日常生活において問題が発生しています。
- 日常生活において人権侵害等の問題が発生する背景としては、日本の歴史的経緯や地理的条件に加え、諸外国の文化や慣習への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられます。

【 日光市の現状 】

- **外国の人と接する機会が増え、異なる文化や習慣等を柔軟に受け入れる意識をもつ必要があります。**
- ・ 日光市は、明治初期から外国領事館や外国人の別荘があり、また世界遺産登録の日光の社寺をはじめ日本屈指の温泉地等を有する国際観光地として多くの外国人観光客が訪れている。
- ・ 観光宿泊地での就労者も多く、国籍別登録者は中国、フィリピン、韓国・朝鮮、ブラジルの順となっており、これらの国で61%を占めている。
- ・ 外国人居住者も増加傾向にあり、また、在留資格別では、永住者、日本人の配偶者、定住者で72%を占めており、外国人の長期滞在化、定住化の傾向にある。

【 課題のまとめ 】

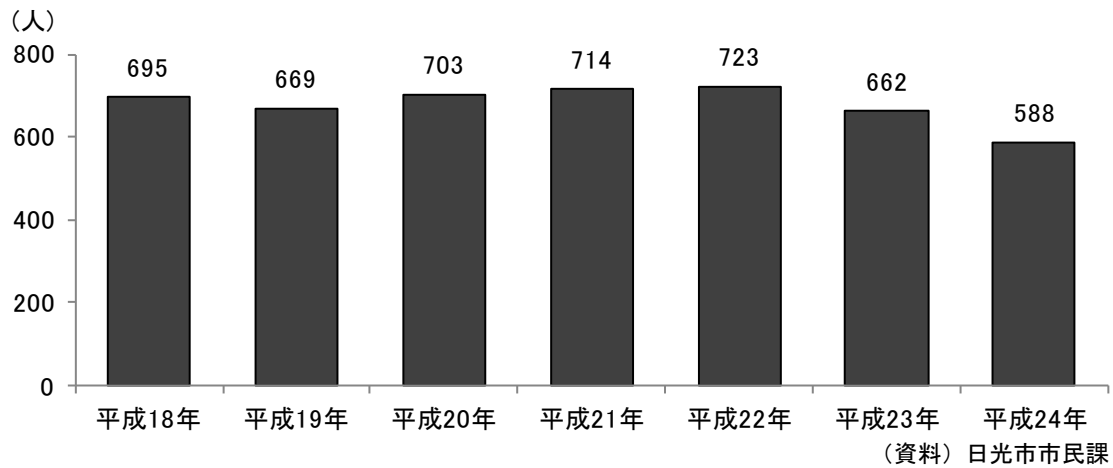
日光市における外国人の長期滞在化、定住化に伴い、日常生活における外国人と地域社会の接点が増えていますが、言葉や文化・生活習慣、価値観等の違いによるすれ違いにより、地域社会や職場での差別や孤立化などの問題が生じています。

今後も、多文化交流・共生などの機会が増えていくことが予測されるなか、外国籍をもつ市民との相互理解を深めながら共に地域の一員として助け合い・支え合うことが必要です。

また、より魅力が感じられる観光地となるよう、市民一人ひとりへの外国人観光客に対するホスピタリティーの意識を醸成することが必要となります。

▶▶ 参考データ

■ 図表 28：日光市における外国人人口の推移



■ 図表 29：国籍別登録者(平成24年4月1日現在)

国名	人数(人)	割合(%)
中国	138	23.5
フィリピン	135	14.0
韓国・朝鮮	82	13.4
ブラジル	79	9.9
タイ	58	3.2
アメリカ	19	2.9
バングラデシュ	17	2.0
インドネシア	12	2.0
パキスタン	12	2.0
その他(16か国)	36	6.1
合計	588	100.0

(資料) 日光市市民課

■ 図表 30：在留資格者数と内訳(平成24年4月1日現在)

在留資格	人数(人)	割合(%)
永住者	280	47.6
日本人の配偶者等	107	18.2
技能研修・研修	79	13.4
特定活動	31	5.3
定住者	36	6.1
家族滞在	17	2.9
その他	38	6.5
合計	588	100.0

(資料) 日光市市民課

（７）ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者

【 背 景 】

- ＨＩＶ（エイズ・ウイルス）感染者、ハンセン病等の感染症については、医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいるものの、依然として、感染症に関しての正しい知識と理解が十分に普及していないために、感染症患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識が生まれ、さまざまな人権問題が生じています。
- エイズは、昭和 56（1981）年にアメリカで最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻で、世界保健機構（WHO）は昭和 63（1988）年に「世界エイズデー」を定め、啓発活動が実施されています。
- ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、感染しても発病の可能性は極めて低く、また発病しても現在では治療方法が確立されている病気です。根治のできる病気であり、また遺伝病でないことも証明されています。
- 我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として、長年、施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、ハンセン病に対する認識の誤りが明白となり、平成 8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、隔離政策は終結しています。
- 平成 13（2001）年にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下され、国による損害補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られてきていますが、ハンセン病に対する偏見や差別意識には根強いものがあり、患者や元患者に対する宿泊拒否や嫌がらせなどの問題が起きています。

【 日光市の現状 】

- 「うつりやすく恐ろしい病気」といった間違ったイメージをもつ人は未だ存在するため、思い込みによる過度の危機意識によって、ＨＩＶ感染者やエイズ患者、ハンセン病元患者の方、さらにその家族に対する偏見や差別、人権侵害が生じる状況にあります。
- 栃木県において、栃木県エイズデータ集「AIDS NOW」を公開し、県民がエイズに関する正しい知識を深める機会を提供しています。また、ハンセン病の正しい知識の周知・啓発に努めており、日光市においてもそのような県の事業を推進しています。

【 課題のまとめ 】

市民一人ひとりがこれら感染症に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消に努めていくことが求められています。

（８）インターネットによる人権侵害

【 背 景 】

- パソコンや携帯電話などによるインターネットやメールは、誰もが手軽に大量の情報を収集・発信できる便利なメディアとして多くの人に利用されています。反面、一度掲載された情報は、あらゆるところに急速に流出してしまう可能性もあります。また、情報発信の匿名性を悪用して個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われ、人権にかかわる問題が多数発生しています。
- 我が国では、平成 14（2002）年 5 月に、インターネット等において権利の侵害が発生した場合、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利をもつことを規定した「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（通称「プロバイダ責任制限法」）が施行されました。
- 平成 15（2003）年 5 月には「個人情報保護に関する法律」が成立しましたが、情報技術の発展に伴う人権侵害は深刻になっており、平成 17（2005）年 4 月「個人情報保護に関する法律」が全面施行されました。
- 法務省の「平成 23 年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要）」によるとプライバシーに関する事案のうち、インターネットを使った人権侵犯事件の割合はここ数年で増加傾向を示しています。

【 日光市の現状 】

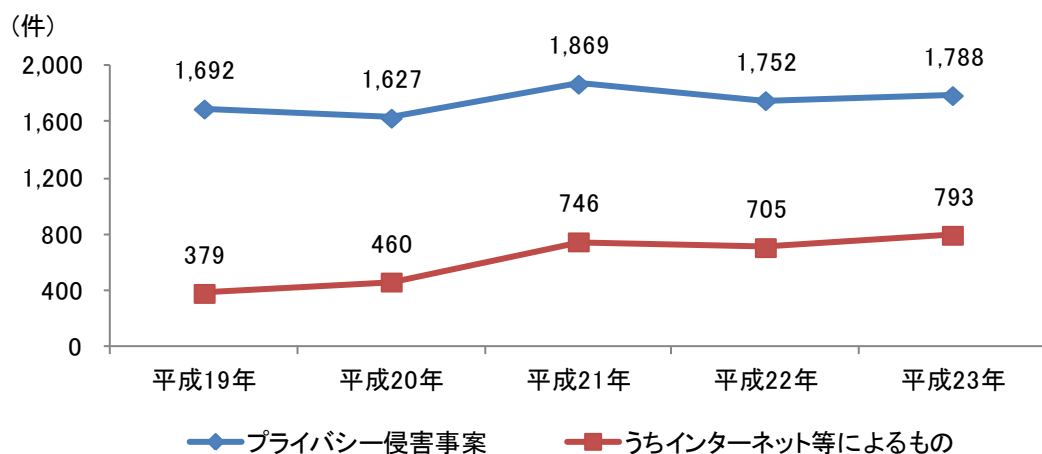
- 日光市においては、インターネットを利用する上で身近な携帯電話の利用について正しく学び、悪質な情報や間違った使い方から子どもを守る研修会の実施をはじめ、授業を通じた指導や広報紙による周知啓発を行っています。
- 青少年の健全育成を目的に、情報教育の一環として情報モラル、マナーについての指導や、保護者と連携した携帯電話の使用についての指導を推進しています。
- 平成 23 年度市民意識調査において、日常生活をとおして社会に対する不安や懸念を抱いていることとして、10 代から 40 代にかけて「いじめやインターネットによる誹謗中傷などの人権侵害」が上位 5 回答に入っており、若い世代を中心に関心が高くなっていることがうかがえます。
- 平成 25（2013）年度施行した「日光市子どもの権利に関する条例」においても、自分を守るために必要な情報及び知識を得ること、プライバシーが守られることが規定されています。

【 課題のまとめ 】

子どもの権利を守るという視点からも、教育機関においてインターネットや携帯電話の利用にあたっての情報教育を推進し、インターネット等の利用に伴う差別や人権問題への意識の醸成が必要です。

▶▶ 参考データ

■ 図表 31 : プライバシーに関する事案の推移



(資料) 法務省平成23年中の「人権侵犯事件」の状況について(概要)

■ 図表 32 : 日常生活をととして社会に対する不安や懸念を抱いていること(各年代ごとの上位5回答)

	全体		10代		20代		30代		40代	
1位	不況による失業などの雇用問題	66.4	不況による失業などの雇用問題	63.1	不況による失業などの雇用問題	75.3	不況による失業などの雇用問題	68.3	不況による失業などの雇用問題	78.9
2位	自然災害	42.0	地球温暖化	45.9	地球温暖化	43.8	自然災害	48.3	自然災害	48.0
3位	地球温暖化	36.8	いじめやインターネットによる誹謗中傷などの人権侵害	45.0	自然災害	43.8	いじめやインターネットによる誹謗中傷などの人権侵害	37.0	地球温暖化	41.5
4位	高齢者の孤独死	32.6	自然災害	42.3	いじめやインターネットによる誹謗中傷などの人権侵害	34.5	地球温暖化	34.3	いじめやインターネットによる誹謗中傷などの人権侵害	36.6
5位	高齢者、子どもに対する虐待	28.5	自殺者の増加	34.2	自然破壊	32.0	凶悪犯罪の低年齢化	33.7	凶悪犯罪の低年齢化	31.9

	50代		60代		70代	
1位	不況による失業などの雇用問題	75.9	不況による失業などの雇用問題	68.2	不況による失業などの雇用問題	53.2
2位	自然災害	47.6	自然災害	38.4	高齢者の孤独死	37.2
3位	地球温暖化	40.1	地球温暖化	38.1	自然災害	37.0
4位	高齢者の孤独死	28.2	高齢者の孤独死	36.9	高齢者、子どもに対する虐待	31.2
5位	高齢者、子どもに対する虐待	27.2	凶悪犯罪の低年齢化	26.5	地球温暖化	30.8

(資料) 日光市平成23年度市民意識調査結果

（９）その他の人権問題

社会構造が複雑多様化している現代社会では、わたしたちの周りには、未だ解決しない人権問題に加え、新たに発生している人権問題が身近に存在します。

① 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族等は、犯罪等による直接的な被害のみならず、被害後に生じる精神的な被害や治療費の支出などに伴う経済的な被害を受けるほか、近隣住民等周囲の人々の言動や報道機関による取材及び報道により二次的被害を受ける場合があります、更に苦しんでいる状況にあります。

このため、犯罪被害者等に対しては、刑事司法手続、保護手続及び被害回復のための諸制度に関する情報の提供を受けることができるような環境整備が必要であるとともに、二次的被害の防止、軽減及び回復並びに再被害の防止に向けた取組みを強化する必要があります。

日光市においても、犯罪被害者とその家族等が受ける精神的・経済的な被害や、二次被害等についての理解を深める啓発が必要です。また、犯罪被害者や家族に対しては、県や公益社団法人被害者支援センターとちぎと連携・協力してきめ細かな支援活動を展開していく必要があります。

② ホームレス

ホームレスは、経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等が背景となっていると言われています。食事の確保や健康面での不安を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。また、地域社会とのあつれきが生じ、苦情やいやがらせ、あるいは、利己的で短絡的な思考の元に行われる犯罪の標的になる等の状況も見受けられます。

ホームレスが自らの意思で安定した生活を送ることができるようになるためには、一人ひとりがその人らしい生き方を尊重しながら、住居や就職等の支援と併せて地域社会の理解が必要です。そのためには、ホームレスの実態を理解し、ホームレスに対する偏見や差別意識をなくす啓発活動に取り組むことが重要です。

③ 性同一性障害や性的指向

人には、「からだの性」と「こころの性」の心身の性が一致しない場合がありますが、これを性同一性障害として疾病に位置づけています。平成 16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性別が変更可能となりましたが、社会全体への認識が浸透しきっていないため、日常生活上でのトラブルや就労や医療機関での対応等の課題があります。

心身の性が一致しない性同一性障害とは別に、性愛の対象が同性である同性愛者に対する根強い偏見や差別など、性的指向にかかる人権問題も様々な場面で発生しています。

このような人々の人権を守るためには、職場、地域社会などの周囲の人々が性に対する多様なあり方を認識し、正しい知識を身につけ、理解を深めていくための人権教育・啓発に取り組んでいく必要があります。

④ 刑期を終えて出所した人

刑期を終えて出所した人やその家族に対して、社会に根強い偏見や差別意識があり、更生意欲があってもその経歴を理由に就労、住居、婚姻といった場面で差別や人権侵害が起こることがあります。

刑期を終えて出所した人やその家族が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。刑期を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、保護司や更生保護女性会と連携し一層の啓発活動に取り組む必要があります。

⑤ アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道などに先住していた民族であり、独自の言語であるアイヌ語や伝統的儀式、歴史や文化を持っています。しかし、明治以降の同化政策のなかで、アイヌの人々の伝統的な生業である狩猟や漁猟は禁止され、また、アイヌ語の使用など伝統的な生活慣行の保持が制限されました。これにより、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は失われつつある状況であるとともに、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの歴史や伝統、独自の文化を理解する教育の機会をもち、アイヌの人々への偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組んでいくことが重要です。

⑥ 拉致被害者

拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。平成 14（2002）年9月に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人の拉致を認め、政府認定の日本人拉致被害者 17 人のうち、5 人とその家族は帰国が実現しましたが、残りの方々については、安否不明のままです。

国際社会をあげて取り組むべき課題とされるなか、拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、拉致問題に関する国内外国民の関心と認識を深めていくことが必要です。

また、平成 23（2011）年4月、国の「人権教育・啓発基本計画」の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が新たに盛り込まれ、拉致問題は、「国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である」とし、正しい知識の普及及び理解と関心を深める取り組みを行っています。

日光市においても、啓発活動に取り組み、広く市民への周知に努める必要があります。

⑦ 風評被害者

平成 23（2011）年3月 11 日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大規模の地震と津波によって東日本全域に大災害を引き起こし、甚大な人的被害をもたらしただけでなく、地震と津波によって原子力発電所の放射性物質漏えい事故が発生し、被害はさらに深刻なものとなりました。

このような中、被災地からの避難者がホテルで宿泊を拒否されたり、子どもが避難先の小学校でいじめられるなど人権擁護上見過ごすことのできない事態が発生しました。

事態を受け、平成 23（2011）年4月、法務省は「放射線被ばくについての風評被害等に関する緊急メッセージ」を発表し、「根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながる」として、震災に遭った人たちの気持ちを考え、やさしさを忘れず、みんなでこの困難を乗り越えるよう呼びかけました。

第 3 章 計 画 の 基 本 理 念

1 日光市が目指す社会の姿

日光市人権尊重の社会づくり条例（以下「条例」という。）に基づく、市が推進する人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本理念は、「一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会」をつくることです。

2 計画の基本方針

（１）一人ひとりの人権を尊重するための施策に関する基本的事項

① 日光市が目指す人権尊重の社会

- 一人ひとりが個人として尊重される社会
- 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会
- 一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会

② 人権施策に関する基本的方向

条例の趣旨を踏まえ、人権施策を総合的に推進します。

市の人権施策の基本的な方向は、人権教育・人権啓発により人権意識の高揚を図り、さらに相談・支援に関する取り組み方向を示した計画を定めて、計画に基づき積極的かつ効果的な推進を図ります。

（２）人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV 感染者等のほか様々な人権問題は、個人の尊重と法の下での平等という普遍的な視点からも重要な課題です。これら重要課題に関する施策は、それぞれの個別法や個別計画等を踏まえて実施されますが、共通する基本施策である人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に対する相談・支援については、次のとおり推進します。

① 人権教育・人権啓発の推進

様々な人権課題に対する偏見や差別等の人権侵害については、これらを生み出してきた背景や問題の現状などを正しく理解し改められるよう、人権教育及び人権啓発に取り組みます。

② 相談・支援体制

人権侵害を受けている人及び人権侵害を受けるおそれのある人に対する救済については、法務省の人権擁護機関や裁判制度、県の個別課題ごとの相談窓口及び保護機関によるほか、市においては広く人権に関する相談を人権相談員が総合的に対応し、個別課題ごとに設置している専門相談員がそれぞれの専門性をもって適切に対応していきます。さらに、関係機関との連携を強化するとともに、総合相談窓口等の設置を視野に入れ、相談者のニーズに応じた相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 人権尊重の社会づくりの推進体制

① 人権意識の高揚

市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るためには、人権尊重の理念について正しい理解を深め、これを体得できるよう人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。

● 様々な機会の提供

様々な場と機会を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に実施します。

● 実施主体間の連携

人権教育・啓発の実施主体間を繋ぐネットワークを充実し、連携、協力を強化します。

● 自主性の尊重

市民の自主性を尊重した人権教育・啓発により、正しい理解を得られるよう配慮します。

● 人権に関わりの深い特定職業従事者[※]に対する人権教育及び人権啓発

人権に深く関わる職業従事者に対して、より一層の人権教育・啓発に努めます。

② 推進体制

人権が尊重される平和で豊かな社会の実現には、市民、市、国及び県がそれぞれの立場から、人権尊重に向けた取り組みを主体的に実施していくことが重要であり、そうした観点から推進体制の充実を図っていく必要があります。

● 日光市民の責務

市民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、市が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するように努めます。

● 日光市の体制

全庁的に組織された「日光市人権施策推進本部」において、人権施策の推進を図ります。

条例の目的を達成するために「日光市人権施策推進審議会」の意見を聴きます。また、市民と関係団体及び行政職員で組織される「日光市人権施策推進委員会」との連携により、市民や企業等との協働を図りながら人権施策の充実を図ります。

● 国、県との連携

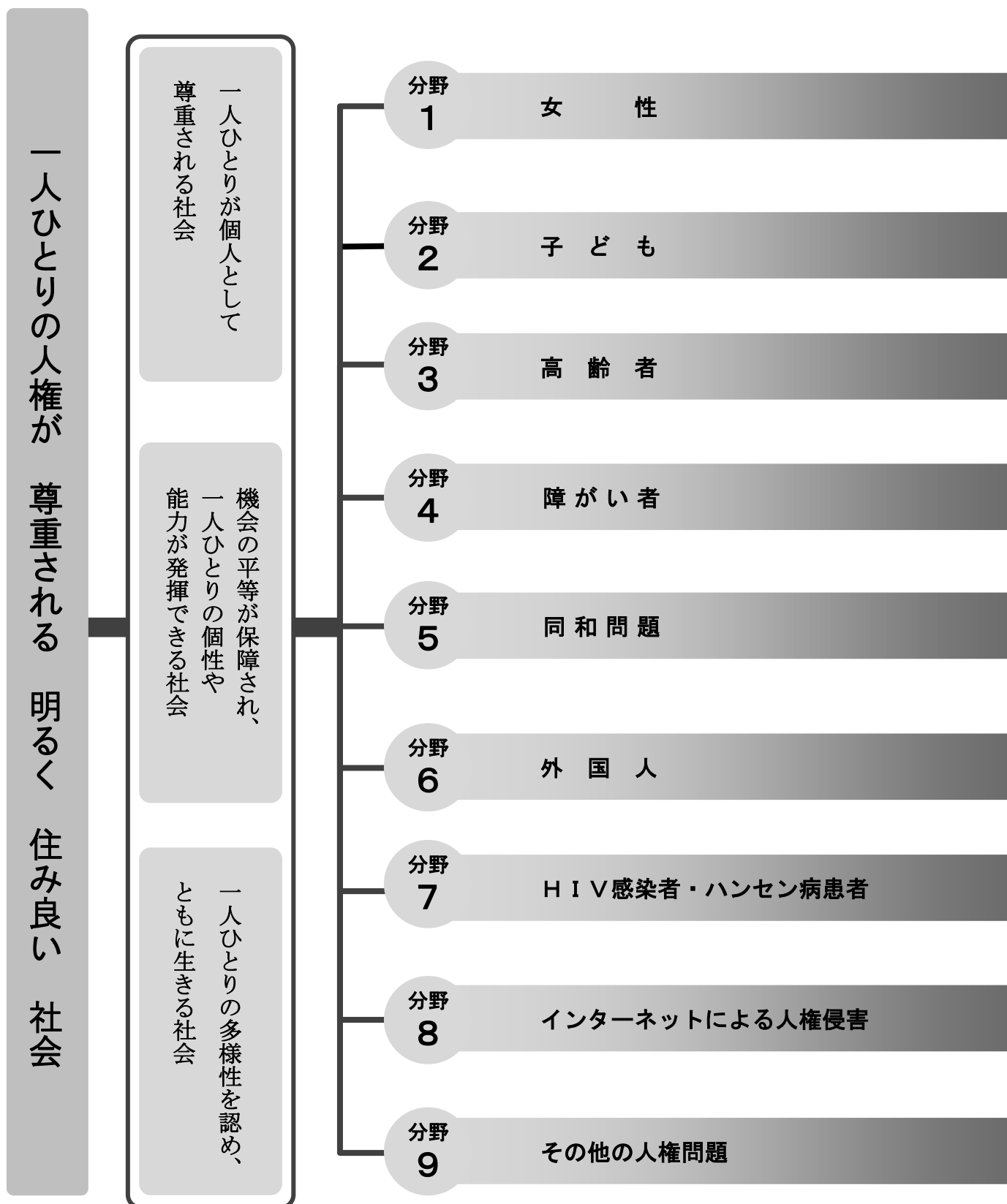
日本国憲法や県の推進する人権施策との整合性を図り、市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するために関係行政機関と連携します。

※ 人権に関わりの深い特定職業とは、行政、医療、特定非営利活動法人等に関連する職業を言います。

3 施策の体系

【 目指す社会の姿 】 【 計画の理念 】

【 分 野 別 の 課 題 】



【 分 野 別 の 施 策 】

- 施策 1 男女の役割に対する固定的な考え方の解消に努めます
- 施策 2 DVに関する正しい認識の周知・啓発に努めます
- 施策 3 様々な機関と連携した相談支援体制の充実に努めます

- 施策 4 子どもへの暴力を見逃さない環境づくりに努めます
- 施策 5 子育てにおける悩みや問題に対する相談・支援体制の充実に努めます
- 施策 6 いじめ等の悩みを早期発見できる相談体制の充実に努めます
- 施策 7 人権について考える機会を設けます

- 施策 8 高齢者の意思が尊重される環境づくりに努めます
- 施策 9 高齢者の虐待防止に努めます
- 施策 10 高齢者の社会参加を推進します

- 施策 11 障がいのある人への理解を深める環境づくりに努めます
- 施策 12 障がいのある人への差別等を解消し、自立が尊重される環境づくりに努めます

- 施策 13 正しい理解と認識に向けた教育及び周知啓発に努めます

- 施策 14 多文化共生の地域づくりに取り組みます
- 施策 15 外国籍市民への生活支援を図ります
- 施策 16 ホスピタリティーの意識を育みます

- 施策 17 HIVやハンセン病といった感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます

- 施策 18 児童生徒の健全育成を目的とした情報教育の推進に努めます
- 施策 19 インターネット等による人権侵害への相談支援に努めます

- 施策 20 人権問題の解消に向けた意識を醸成する取り組みを推進します

第4章 分野別人権施策の推進

1 女性

男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の充実を図るために「男女共同参画プラン日光（後期計画）」に基づき、各種啓発や相談支援体制の充実に努め、性別にとらわれず互いを尊重する意識の向上を目指します。

施策1 男女の役割に対する固定的な考え方の解消に努めます。

男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合えるよう、互いの役割や立場について考える機会を提供するとともに、男女共同参画の考え方について周知・啓発します。

■ 事業内容 ■

事業 1 男女共同参画フォーラムの開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催します。	市民の人権意識の向上という視点を持って、市民自らが学ぶ学習機会の場となるよう、男女共同参画に関する講演等を開催します。	人権・男女共同参画課

事業 2 男女共同参画セミナーの開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
男女共同参画の意識を啓発するため、セミナーを開催します。	地域に住む人の人権意識の向上という視点を持って、自らが考え学べる機会になるよう、地域が必要とするテーマでセミナーを開催します。	人権・男女共同参画課

事業 3 広報紙「はーとふる日光」の発行		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
男女共同参画の理解と意識の啓発のため、広報紙を発行します。	男女共同参画の正しい情報の発信という視点を持って、市民の男女共同参画に対する理解が深まる広報紙を発行します。	人権・男女共同参画課

事業 4 市ホームページへの掲載		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市ホームページに、男女共同参画の理解と啓発のための記事を掲載します。	男女共同参画の理念の周知という視点を持って、市ホームページに男女共同参画の記事を掲載します。	人権・男女共同参画課

事業 5 家庭教育関係講座・講演会の開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
家庭における子どもの教育に必要な知識や技術を学習する機会を、多くの人に提供します。	家庭における男女共同参画の実践を視点に持って、家庭の教育力の向上につなげる関係講座・講演会を開催します。	生涯学習課

事業 6 ひかりの郷にっこう出前講座		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供します。	社会のあらゆる分野での男女共同参画の実践を視点に持って、男女が気軽に参加し学び合うことのできる学習機会の提供を行います。	中央公民館

事業 7 クォータ制導入の促進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
審議会・委員会等において、任命・選挙を問わず、一方の性が40%を下回らないよう定めたクォータ制導入について促進します。	あらゆる分野における男女双方の能力が活用されるよう、各種審議会や委員会に女性の参画を促進します。	人権・男女共同参画課

事業 8 事業所等への男女共同参画に関する情報提供及び啓発		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
国及び県における労働に関する施策を示した冊子やパンフレット、ポスターなどを掲示したり配布することで、男女共同参画に関する普及啓発を図ります。	性別に関係なく男女が共に能力を発揮できる職場環境の整備につながるよう、各種冊子やパンフレットの配布、ポスター等を掲示します。	人権・男女共同参画課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
男女共同参画フォーラムの男性参加者の割合	27.1 %	40.0 %
家庭教育講座・講演会参加者数	6,682 人	7,000 人
各種審議会・委員会への女性登用率	34.4 %	40.0 %

施策2 DVに関する正しい認識の周知・啓発に努めます。

男女間のあらゆる暴力を根絶するため、「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、DVに関する正しい知識や情報について一層の周知に努め、市民全体が正しい認識を持てるよう啓発を図ります。

■ 事業内容 ■

事業 9 DV防止講演会の開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
DV問題について正しい理解を促すため、講演会を開催します。	市民へDV問題に関する正しい理解を促すことを視点に持って、暴力の根絶に向けたDV防止講演会を開催します。	人権・男女共同参画課

事業 10 「女性に対する暴力をなくす運動」の推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
毎年11月12日から11月25日に行われている、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目指すとした「女性に対する暴力をなくす運動」についての啓発記事を市広報に掲載します。	女性の人権尊重の視点を持って、暴力の根絶に向けた意識啓発や、教育の充実を図ります。	人権・男女共同参画課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
DV講演会参加者数	87 人	150 人
デートDV講演会参加者数	708 人	750 人

施策3 様々な機関と連携した相談支援体制の充実に努めます。

DVなどの人権侵害を受けた被害者の人権を擁護するため、配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関との連携を密にして、相談支援体制の充実に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 11 配偶者暴力相談支援センターの運営		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
被害者にとって最も身近な相談窓口として、配偶者暴力相談支援センターにおいてDV相談に総合的かつ円滑に対応します。	DV被害者の保護やあらゆる暴力の根絶といった視点を持って、複雑化する相談内容に対し、関連する機関と積極的に連携し、総合的な対策に取り組みます。	人権・男女共同参画課
事業 12 相談員の資質向上		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
複雑化する相談内容に対応するため、県等が主催する各種研修会へ参加し、相談員の相談対応の資質向上に努めます。	迅速かつ的確な保護や支援の実施という視点をもって、各種研修会に参加し、相談員の相談対応の資質向上に努めます。	人権・男女共同参画課

2 子ども

「日光市子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子どもの人権の尊重及び保護に向けて取り組むとともに、児童虐待防止の強化、家庭教育や子育てへの支援の強化、いじめ等の早期発見と被害者に対する支援体制の確立など、子どもが安心して育つことのできる環境づくりを進めます。

施策4 子どもへの暴力を見逃さない環境づくりに努めます。

児童虐待をはじめとする子どもに対する人権侵害問題に対し、早期発見や早期支援が行えるよう、相談が出来る環境づくりに努めるとともに、支援体制の強化・充実に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 13 要保護児童対策地域協議会の運営		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポート及び啓発活動を行います。	児童虐待の早期発見、早期予防の視点を持って、関係機関の担当者同士が情報を共有し、適切な支援を協議する場とします。	人権・男女 共同参画課
事業 14 主任児童委員、民生委員児童委員との連携強化		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
児童虐待の早期発見、早期対応のために主任児童委員、民生委員児童委員と連携を強化します。	地域の中での見守り視点を持って、主任児童委員や民生委員児童委員と、市の担当間で児童虐待の早期発見、早期対応に向けた情報共有などの連携を行います。	人権・男女 共同参画課 高齢福祉課
事業 15 乳幼児健康診査事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
健康診査等から児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を充実します。	児童虐待の早期発見・予防の視点を持って、乳幼児健康診査の場において虐待の有無の確認及び発達・育児への保健指導等を行い、適切な支援につなげます。	健康課

事業 16	すくすく子育て相談	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
就学前の子どもと保護者を対象に、各地区で身体測定や保健師による発達及び育児相談を実施します。	児童虐待の早期発見・予防の視点を持って、直接保護者からの悩み等の相談を受けることで、育児不安の軽減を図り児童虐待の防止に努めます。	健康課

事業 17	育児支援家庭訪問事業	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
育児不安を抱える家庭や、虐待の恐れのある家庭へ訪問し、育児支援を行います。事業はNPO法人に委託して実施します。	児童虐待の早期発見・予防の視点を持って、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し訪問による支援を行い、安心して子どもが養育される環境づくりに努めます。	人権・男女共同参画課

事業 18	家庭児童相談室による相談支援の充実	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
NPO法人との協働により24時間体制での相談業務を実施します。	児童虐待への迅速な予防・防止の視点を持って、NPO法人との協働により、相談指導業務を充実強化し、適正に子どもが養育される環境の向上に努めます。	人権・男女共同参画課

事業 19	子どもの居場所づくり事業	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
養育困難家庭の児童を対象に、食事や入浴、日常生活等の世話をします。また、育児に不安のある親への支援を行います。	養育困難な家庭の親と子どもに対する支援の視点を持って、食事、風呂の世話等が受けられない子どもの放課後の居場所となるよう、事業の継続を図ります。	人権・男女共同参画課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
要保護児童対策地域協議会の開催回数	5 回	15 回
育児支援家庭訪問実施回数	233 回	300 回
子どもの居場所利用延べ人数	延 1,662 人	延 1,700 人

施策5 子育てにおける悩みや問題に対する相談・支援体制の充実に努めます。

子育て中の家庭に対し、子育てに関する相談や悩みについてを相談出来る相談支援体制づくりに努め、保護者の悩みや負担感の軽減を図るとともに、安心して子育てが出来る環境づくりに努めます。

■ 事業内容 ■

事業 20 妊婦の健康相談事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
妊婦さんアンケートを用いて、相談希望のある妊婦、及び特定妊婦に対して面接や電話相談を行ない、妊娠中の健康管理に努めます。	健康に妊娠経過をおくるという視点をもって、異常の発生予防及び早期発見に努めるとともに、心理的・社会的背景や家族状況を把握し、助言・支援等適切なサービス提供を行います。	健康課

事業 21 妊産婦訪問指導事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
妊産婦に対し、助産師、保健師による家庭訪問指導を行い、妊娠中の健康管理に努めます。	健康的な状態での出産という視点を持って、健康状態の不安定な妊産婦の健康管理を行います。	健康課

事業 22 赤ちゃん訪問事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
4ヶ月までの乳児のいる全家庭を助産師が訪問して、乳児の健康状態や養育環境等の把握とともに、子育てに関する助言や産婦への保健指導を行います。	子どもの発育や育児不安の軽減という視点を持って、子育てに関する助言や、情報の提供を行います。	健康課

事業 23 子育て教室（心理・発達相談）事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
保護者の育児や子どもの発達に関する不安や悩みに対応するため、臨床心理士による心理相談及び臨床発達心理士による発達相談を実施します。	保護者の育児に関する不安や悩みの軽減という視点を持って、子どもの発達に関する相談を行い、適切な支援につなげ、児童虐待の予防の機会とします。	健康課

事業 24 あおぞら教室（言葉の相談）事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
言葉やコミュニケーションに心配のある乳幼児を対象に、言語療法士による相談を実施します。	子どもの発育に関する悩みの軽減を視点に、言語療法士による相談を実施し、必要に応じて、適切な支援につなげます。	健康課

事業 25 地域子育て支援センターの充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地域の子育て支援情報の収集・提供や子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育ての相談や親子の交流のほか、地域に出向いた地域支援活動や交流会などを展開します。	保護者の子育てに関する悩みや不安の軽減という視点を持って、子育て相談や、親子の交流を行う機会となるよう場の提供を図ります。	子育て支援課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
妊産婦健康診査受診率	95.0 %	97.0 %
乳児全戸訪問の実施率	92.6 %	100.0 %
ファミリーサポートセンター協力会員数	154 人	175 人

施策6 いじめ等の悩みを早期発見できる相談体制の充実に努めます。

学校内でのいじめの早期発見、早期対応ができるよう、悩みを抱えた子どもが気軽に相談できる環境を整えるとともに、いじめが発生した場合に適切に対応できる指導者の育成を図ります。

■ 事業内容 ■

事業 26 人権教育指導者研修会の開催及び参加促進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
国際化・情報化などの新たな問題などにも対応できるよう、人権教育指導者研修会を開催します。また、各種研修会などへの参加促進を図ります。	子どもに対して適切な人権意識を指導できる指導者の養成を目的に、研修会を開催します。	生涯学習課

事業 27 各種相談体制の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市教育相談員、スクールカウンセラー、心の教室相談員、特別支援教育相談員、家庭相談員、指導主事などが協力し、子どもや保護者の悩みに対して電話や来室、市民サービスセンター(月2回)での各種相談を実施します。	学校生活や日常生活のなかで抱える悩みの軽減という視点を持って、さまざまな機会や場面で相談できるよう、関係機関・団体が連携して実施します。	学校教育課

事業 28 心の教室相談事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市内中学校を中心に心の教室相談員を配置し、生徒が悩みごとなどを気軽に話すことのできる相談の場として実施します。	悩みを気軽に相談できる場という視点を持って、いじめや日頃から抱えている悩みを相談によって解消し、心のゆとりを持てるような環境づくりを推進します。	学校教育課

事業 29 適応指導教室事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
不登校傾向の児童生徒について、自主学習や集団行動などによって心の安定を図り、自立心や社会性を養い、学校復帰への意欲を高めるよう支援します。	不登校になってしまった児童生徒が、自主学習や集団行動を通して心の安定を図ることができるよう支援します。	学校教育課

事業 30 スクールカウンセラー等による学校内での相談事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市内の各学校に県から配属されたスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者からの相談に対応します。	学校内のカウンセリング機能の充実という視点から、今後も県への増員要望を行い、相談体制の充実を図ります。	学校教育課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
人権教育指導者研修参加者数	69 人	100 人
適応指導教室通級児童生徒学校復帰率	85.0 %	100.0 %

施策7 人権について考える機会を設けます。

思いやりの気持ちをもち、他者を尊重できる人権意識を育めるよう、多様な人権について考える啓発や体験学習などを実施し、人権について考えることができる機会を設けます。

■ 事業内容 ■

事業 31	人権尊重啓発標語・ポスター募集事業・人権カレンダー作成事業	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
小・中学生に対し人権尊重標語・ポスターの募集を行い人権尊重の啓発に努めます。	将来を担う子どもたちが、人権について考え、正しく理解し、豊かな心を育めるよう、取り組みます。	生涯学習課

事業 32	人権学習体験事業	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
小・中学生を対象に、疑似体験を通して障がいのある人への理解を深め、思いやりの心を育むために、盲導犬体験学習を実施します。	将来を担う子どもたちが、人権や思いやりの心について考え、豊かな心を育めるよう、取り組みます。	生涯学習課

事業 33	人権教育だより「未来」の発行	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
毎月1回テーマを定め、小・中学生の保護者に広報紙を発行しています。	小・中学生の保護者に対し、広報紙により人権や人権教育への理解を深めます。	学校教育課

事業 34	人権の花運動	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
小学生を対象に、花の種子や球根を配布し、児童が協力しながら花を育てることで思いやりの心を育みます。	花を育てることを通して、やさしい思いやりの心を体得させ人権意識を育みます。	人権・男女共同参画課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
人権尊重啓発標語応募件数	6,138 件	6,200 件
盲導犬体験学習等事業実施校数	14 校	41 校

3 高齢者

高齢者の意思や選択が尊重されるよう、高齢者理解に向けた世代間交流や地域社会全体での支えあいの仕組みの構築などによって、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、人権擁護に努めます。

施策8 高齢者の意思が尊重される環境づくりに努めます。

今後も高齢化が進むなかで、高齢期を迎えても自身の意思や選択が可能な限り尊重される環境づくりや制度の充実に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 35 日常生活自立支援事業の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
高齢者や障がいのある人の地域生活を支援するため、福祉サービス利用に対する相談や情報提供、日常的な金銭管理などを行います。 (とちぎ権利擁護センター「あすてらす・にっこう」)	高齢者や障がいのある人の意思を尊重するという視点を持って、日常的な金銭管理等の支援を行い、地域生活が継続されるよう配慮します。	社会福祉協議会

事業 36 成年後見制度利用支援事業の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
判断能力が不十分な人が、成年後見制度を利用することができるよう、制度の普及・啓発活動や、市長が後見人選任の申立てを行ったり、制度利用に必要な費用の助成を行います。	高齢者や障がいのある人など判断能力が不十分な人の権利を守るという視点を持って、制度利用の支援や広報・普及活動に取り組みます。	高齢福祉課

事業 37 法人後見事業の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
判断能力が十分でなくなっても、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度活用の支援や、後見人等の受任による財産管理・身上監護などを行います。	高齢者や障がいのある人の意思を尊重するという視点を持って、地域で安心して暮らすことができるよう支援します。	社会福祉協議会

事業 38 地域包括支援センターの機能強化		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で長く暮らせるように、身近な場所に地域包括支援センター設置します。	住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように、身近な場所に地域包括支援センター設置し、高齢者やその家族がいつでも相談できるような体制づくりに努めます。	高齢福祉課

事業 39 民生委員児童委員の相談活動の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
問題を抱えながらも相談に行けない人や家族などの発見や、相談・指導・助言などの個別援助活動を行う民生委員・児童委員の相談活動の充実を図ります。	住み慣れた地域での生活の継続という視点を持って、相談・指導・助言などの個別援助活動を行う民生委員児童委員の活動を通じて、地域の中で暮らす障がい者や家族の悩みや問題の解決を図ります。	高齢福祉課

事業 40 包括的・継続的ケアマネジメント体制の確立		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地域ケア体制の確立のため、地域ケア会議を開催し、対応困難なケースの検討、サービスの改善、情報の交換を行います。地域におけるさまざまな資源を活用し(「包括的」)、途切れることなく(「継続的」)、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。	住み慣れた地域での生活を継続するという視点を持って、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケア体制の充実を目指します	高齢福祉課

事業 41 福祉教育の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
小・中学校を対象に、近隣の高齢者を学校に招待したり、独居老人宅や老人ホーム等を訪問して、交流活動やボランティア活動を実施しています。 また、「ひかりの郷出前講座」による高齢者福祉に関する学習、「マイチャレンジ」による各種福祉施設での体験学習、在宅介護オアシス支援施設への訪問学習などを行います。	高齢者を思いやる意識という視点を持って、多世代間での交流や、学習を通して高齢者の理解を深める教育を進めます。	高齢福祉課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
成年後見制度市長申立件数	3 件	6 件

施策 9 高齢者の虐待防止に努めます。

家庭内で起こる高齢者虐待を未然に防止するため、認知症や介護に対する理解を深め、家族介護者の精神的・身体的負担を軽減するよう支援し、虐待の防止に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 42 見守りネットワークの構築		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
民生委員による見守り、地区社会福祉協議会による小地域見守り活動、地域包括支援センターによる訪問、生活関連事業者との協定による見守り活動を行っています。	すべての高齢者が地域で自立した生活を送るという視点を持って、地域の多様な主体がそれぞれに見守り活動を実施するとともに、地域全体が連携し重層的で包括的な見守りネットワークを構築します。	高齢福祉課

事業 43 総合相談体制の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地域包括支援センターを身近な場所に設置し、高齢者がどのような支援を必要としているか把握し、地域における適切なサービスや関係機関、制度の利用につなげるなど必要な支援を行います。	地域で生活する高齢者やその家族が安心して暮らすことができるように、介護保険、福祉サービス等の利用などを勧め、家庭内における高齢者虐待の予防を図ります。	高齢福祉課

事業 44 認知症高齢者への支援		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
認知症予防教室及び相談事業や訪問活動を実施します。	認知症の人が、尊厳を保ちながら安心して地域で暮らしていくために、地域の団体や企業等に対し認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。また、初期認知症高齢者の早期発見・早期支援をするために相談体制の充実を図ります。	高齢福祉課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
高齢者総合相談受付件数	2,568 件	3,300 件
認知症サポーター養成講座受講者数	1,511 人	3,314 人

施策 10 高齢者の社会参加を推進します。

高齢者が住みなれた地域で生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送り、社会参加できるよう支援していきます。

■ 事業内容 ■

事業 45 シルバー人材センターへの支援の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
シルバー人材センターへ運営費を助成し、働く意欲のある高齢者のために就労機会を提供し、高齢者の社会活動を支援します。	高齢者の就労を通しての生きがいづくりを担う組織という視点を持って、運営費の助成を行ない、働く意欲のある高齢者の支援を行ないます。	高齢福祉課

事業 46 健康づくりの推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
生活習慣病予防や介護予防を重視し、市民一人ひとりが生涯を通じて健康に生活できるよう、各種教室や相談など健康づくり事業を実施します。 また、特定健診・各種がん検診の受診及び特定保健指導事業を実施します。	高齢者が心身ともに健康で生きがいのある豊かな生活の実現という視点を持って、健康寿命を伸ばし、元気に活動できるような生活習慣を意識づけ、生活習慣病やがんの予防を図ります。	健康課

事業 47 介護予防教室の実施		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
高齢者の方が、介護を受けることなく元気に過ごせるよう、運動教室や閉じこもり予防などの事業を行います。	高齢者が心身ともに健康で生きがいを持って豊かな生活を実現するという視点を持って、介護予防を推進し、高齢者が元気に生活できるよう支援します。	高齢福祉課

事業 48 地域ふれあい事業（ふれあい・いきいきサロン）		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
孤立しない人間関係づくりや閉じこもり防止、健康維持等を目的に、ふれあい・いきいきサロンを実施します。	高齢者の社会参加支援という視点を持って、地域のなかでの孤立化の防止や生きがいづくりの創出を図ります。	社会福祉協議会

事業 49 デマンドバスの運行		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市民の日常生活に必要な交通手段を確保し、その利便性の向上を図るため、利用者の予約に応じて運行するデマンドバスを運行します。	高齢者の社会参加支援という視点を持って、デマンドバスのさらなる利便性の向上を図るため、交通手段の確保を推進し、高齢者の外出を支援します。	生活安全課

事業 50 移動手段に対する支援（福祉有償運送サービス事業）		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
移動が困難な高齢者や障がいのある人が外出や通院の際に、気軽に利用できる移動手段として推進します。	高齢者の社会参加支援という視点を持って、気軽に利用できる移動手段として確保し、一人で外出することが困難な高齢者や障がいのある人の外出を支援します。	高齢福祉課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
シルバー人材センター就業延べ人数	59,674 人	70,000 人

4 障がい者

障がいのある人が住みなれた地域で自立し、自分らしく生きがいをもって暮らせる地域や社会の実現に向け、障がいに対する理解や認識を深めることのできる交流や学習の場を設け、障がいのある人とそうでない人の相互理解を促進します。

また、障がいを理由にした人権侵害を受けた場合、迅速な解決や対応ができる相談支援体制を構築します。

施策 11 障がいのある人への理解を深める環境づくりに努めます。

障がいのある人が地域の中で差別を受けていると感じていることから、障がいに対する理解や認識を深めることが大切です。

■ 事業内容 ■

事業 51 人権学習体験事業【再掲】		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
小・中学生を対象に、疑似体験を通して障がいのある人への理解を深め、思いやりの心を育むために、盲導犬体験学習を実施します。	将来を担う子どもたちが、人権や思いやりの心について考え、豊かな心を育めるよう、取り組みます。	生涯学習課

事業 52 障がいや障がい者施策に関する市民への情報提供		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市の広報や、ホームページなどのあらゆる媒体を通して、市の障がい者施策等の情報を提供します。	障がいのある人や障がいを理解するという視点を持って、市の障がい者施策等の情報を提供することで、障がいのある人への理解を深める機会を提供します。	生活福祉課

事業 53 「障がい者週間」などの啓発活動		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がい者週間や人権週間などを通じた人権教育、啓発活動を推進します。	障がいのある人や障がいを理解するという視点を持って、市民全体に対する障がいのある人に対して周知・啓発を行います。	生活福祉課

事業 54 障がい者団体による自主的な啓発活動の促進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がい者関係団体による市民への自主的な啓発活動を促進します。	障がいのある人を理解するという視点を持って、障がい者関係団体の自主的な啓発活動の促進と支援を行います。	生活福祉課

事業 55 就学前教育、学校教育等における一貫した福祉教育の推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
幼稚園等における就学前教育や学校教育での総合的な学習の時間などを活用した福祉教育を推進します。	障がいのある人を理解するという視点を持って、子どもの頃からの障がいについて考え、理解する機会を設けます。	学校教育課

事業 56 障がい者団体や市民の自主的な交流活動の促進と支援		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がいの有無を問わず市民相互が日常的に交流できる機会の創出や市民の自主的な交流事業を促進します。	障がいのある人を理解するという視点を持って、障がいの有無を問わず、市民同士が交流し、相互理解を深める機会づくりを支援します。	生活福祉課

事業 57 障がいのある人の社会参加の促進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳者などの配置に対する支援を行います。	ソーシャルインクルージョンの視点を持って、障がいの有無に関わらず様々な場面で障がいのある人が参加し、活動できるよう支援を行います。	生活福祉課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
障がい者文化・芸術展への出展者数	70 人	125 人
スポーツ教室参加者数	41 人	70 人

施策 12 障がいのある人への差別等を解消し、自立が尊重される環境づくりに努めます。

障がいのある人に自立した生活を支援するために、ニーズに対応したサービスを充実させ、安全に安心して暮らせるよう、快適な環境づくりに努めます。

■ 事業内容 ■

事業 58 障がい福祉計画の策定(障がい福祉サービスの確保)		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がいのある人が住みなれた地域での生活を継続できるよう、「障がい福祉計画」において各種障がい福祉サービスの利用量を見込み、サービスの確保に努めます。	障がいのある人が住みなれた地域での生活の継続という視点を持って、各種障がい福祉サービスの確保に努めます。	生活福祉課

事業 59 窓口サービスの充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
それぞれの障がいの特性に配慮したきめ細やかな窓口サービスの充実に努めます。	障がいのある人が、安心して暮らせるまちづくりといった視点で、障がいのある人が気軽に相談や、各種手続きに訪れることができる窓口対応に努めます。	生活福祉課

事業 60 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員活動の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる各障がい者相談員による相談活動を充実します。	障がいのある人が住みなれた地域での生活の継続という視点を持って、日常生活上の悩み等に対して各障がい者相談員による相談活動をとおして解消を図ります。	生活福祉課

事業 61 民生委員児童委員の相談活動の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
問題を抱えながらも相談に行けない障がいのある人や家族などの発見や相談・指導・助言などの個別援助活動を行う民生委員児童委員の相談活動の充実を図ります。	障がいのある人が住みなれた地域での生活の継続という視点を持って、相談・指導・助言などの個別援助活動を行う民生委員児童委員の活動を通じて、地域の中で暮らす障がいのある人や家族の悩みや問題解決を図ります。	生活福祉課
事業 62 障がいのある人の情報バリアフリー化の推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
インターネットなどの情報媒体により気軽に相談できるよう、障がいのある人のパソコン操作などの支援やそのための「ITボランティア」などの人材養成を行います。	障がいのある人が住みなれた地域での生活の継続という視点を持って、手軽に様々な情報を入手することができるよう、パソコン操作などの支援を行う「ITボランティア」などの人材養成を行います。	生活福祉課
事業 63 就労支援と就労の場の確保		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がいのある人の自立を目的に、障がいのある人の雇用の拡大と就労の場の確保に努めます。	障がいのある人の自立を支援するという視点を持って、企業に対する啓発やハローワークとの連携強化による雇用拡大を図ります。	生活福祉課
事業 64 虐待防止など人権に関する啓発の推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がいのある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行います。	障がいのある人の人権を尊重するという視点を持って、障がい者虐待に関する正しい認識と意識啓発を行います。	人権・男女 共同参画課 生活福祉課

事業 65 日常生活自立支援事業の充実【再掲】		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
高齢者や障がいのある人の地域生活を支援するため、福祉サービス利用に対する相談や情報提供、日常的な金銭管理などを行います。 (とちぎ権利擁護センター「あすてらす・にっこう」)	高齢者や障がいのある人の意思を尊重するという視点を持って、日常的な金銭管理等の支援を行い、地域生活が継続されるよう配慮します。	社会福祉協議会

事業 66 権利擁護体制の確立		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地域生活支援事業や成年後見制度に関する周知と利用促進を行います。	障がいのある人の人権を尊重するという視点を持って、日常生活の中で必要な支援を受けることができるよう制度の周知・啓発を行います。	生活福祉課

事業 67 日光市障がい者虐待防止センターの運営		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
養護者や障がい者福祉施設の従事者、企業などの使用者による障がい者への虐待に関する通報・届出の受理、障がい者の保護のための相談、指導及び助言、広報・啓発を行います。	障がいのある人への虐待防止の視点を持って、障害者虐待防止法の周知に努めるとともに、相談窓口として障がい者虐待防止センターの周知・啓発に努めます。	生活福祉課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
日常生活支援ホームヘルプサービス利用延べ回数	117 人	120 人
就労移行支援・就労継続支援サービス利用者数	172 人	180 人
日中一時支援事業利用者数	84 人	90 人
サービス等利用計画相談支援者数	8 人	150 人

5

同和問題

日本固有の重大な社会問題や人権問題といわれる同和問題をなくすために、学校教育の場や地域における学習や研修等の人権教育・啓発活動を進め、市民の同和問題に対する正しい理解と認識の向上を図ります。

施策 13 正しい理解と認識に向けた教育及び周知啓発に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 68 学校教育を通じた周知啓発		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
社会科や道徳等の授業時に、同和問題について考える機会を設けます。	学校教育を通じた周知啓発によって、同和問題に対する正しい理解認識を深めます。	学校教育課

事業 69 人権相談事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地域における心配ごと、困りごと相談や福祉施設などにおける特設相談など、人権擁護委員による人権相談を実施します。	日常生活や地域において、差別等の問題が発生した場合は、適切な相談と支援に努めます。	人権・男女共同参画課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
地域における人権相談実施回数	79 回	90 回

6 外国人

情報技術の進展等によりグローバルな社会となっている今日、国際交流が広がり、異なる文化や風習を理解し、尊重する豊かな国際感覚が求められています。また、外国籍を持つ市民が地域の一員として社会参画が出来るよう相互理解に努め、国籍や年齢性別に関わらず誰もが住みやすい日光市の実現に取り組みます。日光市は、日本を代表する国際的な観光地として、外国人観光客に対するホスピタリティーの意識の醸成に取り組み、もてなす国際性が必要です。

施策 14 多文化共生の地域づくりに取り組みます。

■ 事業内容 ■

事業 70 多文化共生に関する講座の開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
多文化共生をテーマとした講座を開催することで、多様な文化を尊重できる意識を醸成し、異文化理解を深めます。	多文化共生社会の実現を視点に持って、市民が異文化を理解する機会を設け、多様な文化を尊重し受け入れることのできる意識づくりを図ります。	観光交流課

事業 71 国際交流イベント等の開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
交流イベントの開催や、外国人講師を招いた、各国の料理講座や料理教室を開催し、交流機会の提供や、異文化理解を深める取り組みを行います。	多文化共生社会の実現を視点に持って、市民が異文化について体感し理解するために異文化へ親しむ機会を設けます。	観光交流課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
多文化共生に関する講座開催回数	0 回	3 回
国際交流イベント等の開催回数	6 回	10 回

施策 15 外国籍市民への生活支援を図ります。

外国籍市民が暮らしやすい環境とするために、各種の情報提供や相談業務の充実を図ります。

■ 事業内容 ■

事業 72 外国人相談業務		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
日光市国際交流員(CIR)が毎月第3火曜日に英語での相談を実施しています。	誰もが市民の一人としてともに働き、学び、ともに暮らすことのできるまちづくりの視点を持って、外国籍市民が感じる日常生活のなかでの悩みや不安、文化の違いから生じるすれ違いなどに関する相談の場を設け、悩みや不安の解消に努めます。	観光交流課 人権・男女 共同参画課

事業 73 配偶者暴力相談支援センターの運営【再掲】		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
配偶者暴力相談支援センターでは、生活習慣の違いなどから起こるDV相談を、婦人相談員が受け付け、対応しています。	互いのもつ文化的背景を尊重できる家庭生活実現を支援する視点を持って、文化や生活習慣の違いなどから生じる誤解やすれ違いなど、DVの防止や問題解消に努め支援します。	人権・男女 共同参画課

事業 74 家庭児童相談室による相談支援の充実【再掲】		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
NPO法人との協力体制により24時間体制での相談業務を実施します。	異なる生活習慣や文化の違いによる不安やストレスから生じる児童虐待への迅速な予防・防止の視点を持って、NPO法人との協働により、相談指導業務を充実強化し、適正に子どもが養育される環境の向上に努めます。	人権・男女 共同参画課

事業 75 外国籍市民との懇談会の開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
日光市での生活に必要な情報の交換や、必要とされる施策の発表の場として、外国籍市民との懇談会を定期的を開催します。	誰もが市民の一人としてともに働き、学び、ともに暮らすことのできるまちづくりの視点を持って、日光市に住んでいる外国籍市民からの意見等を直接うかがい、多様な意見をまちづくりに反映するとともに、相互理解を図ります。	観光交流課

事業 76 外国籍市民の人権啓発		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
外国籍市民が理解しやすい情報提供や安心して生活できる地域づくりを推進します。	日光市に暮らす市民として必要な情報が提供される体制や生活できる環境づくりに努めます。	人権・男女共同参画課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H24	目標値 H29
外国籍市民が困ったときに一番多い相談先としての行政の割合	3.2 %	10.0 %

施策 16 ホスピタリティーの意識を育みます。

■ 事業内容 ■

事業 77 観光ホスピタリティー推進事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
外国人観光客を快く迎えるために、英会話講座・接遇研修・ホスピタリティー事例集の作成などを行います。	訪れる人を快く迎えるホスピタリティー向上の視点を持って、外国人観光客が安心して観光に訪れることのできる環境づくりに努めます。	観光振興課

7

H I V感染者・ハンセン病患者

依然として存在する、「うつりやすく恐ろしい病気」といった間違ったイメージや、思い込みによる過度の危機意識から生じる偏見や差別を解消していくために、感染症に対する正しい理解と認識がもてるよう、周知・啓発に努めます。

施策 17 HIVやハンセン病といった感染症に対する正しい知識の周知・啓発に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 78 HIVやハンセン病といった感染症に対する正しい知識の普及・啓発		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市の広報や啓発パンフレット、周知ポスター等により、市民全体へHIVやハンセン病といった感染症に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。	正しい理解と認識の推進という視点を持って、HIVやハンセン病といった感染症に関する知識を普及し、患者やその家族への理解を促進します。	健康課

8 インターネットによる人権侵害

インターネット等による個人のプライバシーや人権の侵害の防止に向け、インターネットをはじめとする情報発信メディアを利用する上でのモラルや責任についての周知・啓発を進めます。

さらに、扱いの手軽さから幼い頃から情報発信メディアにふれることが可能な子どもに対しては、子どもの権利擁護の視点から学校等の教育機関において情報発信メディアの利用に伴う危険性の認知、個人のプライバシーに対する理解、モラルの醸成といった情報教育を推進します。

施策 18 児童生徒の健全育成を目的とした情報教育の推進に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 79 児童生徒の健全育成を目的とした情報教育の推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
小学校の教育課程への位置づけと、計画に沿った適切な指導がなされるために、各種研修会などを通し啓発を図ったり、要請に応じて指導主事による教職員、保護者への訪問指導を行ないます。	児童生徒の健全育成の視点を持って、情報発信メディアの利用に伴う危険性の認知、個人のプライバシーに対する理解、モラルの醸成について取り組みます。	学校教育課

施策 19 インターネット等による人権侵害への相談支援に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 80 人権相談事業【再掲】		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地域における心配ごと、困りごと相談や福祉施設などにおける特設相談など、人権擁護委員による人権相談を実施します。	地域における人権問題だけでなく、インターネット等の情報メディアでの人権問題についても対応します。	人権・男女共同参画課

9

その他の人権問題

施策 20 人権問題の解消に向けた意識を醸成する取り組みを推進します。

(1) 犯罪被害者等

犯罪被害者とその家族等の受ける二次被害等について、市民の理解を深めるための周知・啓発に努めるとともに、実際に二次被害等にあった犯罪被害者やその家族に対して、適切な支援を行えるよう、県や公益社団法人被害者支援センターとちぎと連携した支援活動を図ります。

(2) ホームレス

ホームレス本人の意思を尊重した自立支援を促進するとともに、地域社会のホームレスに対する差別・偏見を解消するための教育・啓発活動に取り組みます。

(3) 性同一性障害や性的指向

誰もが自分らしく暮らせる地域や社会の実現に向けて、心身の性が一致しない性同一性障害者への理解や、個人の性的指向が尊重されるために、性に対する多様なあり方を認め、正しい知識を身につけることができるよう人権教育・啓発に取り組みます。

(4) 刑期を終えて出所した人

刑期を終えて出所した人が社会の一員として更生し、自立した生活を営むことができるよう、保護司や更生保護女性会と連携し一層の啓発活動を行います。

(5) アイヌの人々

アイヌの人々への偏見や差別の解消に向け、アイヌの歴史や伝統、独自の文化を理解できるよう啓発活動を行います。

(6) 拉致被害者

我が国に対する重大な人権侵害問題として、広く市民への周知に努め、拉致問題解決に向け、正しい知識の普及及び理解と関心を深めます。

(7) 風評被害者

東日本大震災時に発生した放射性物質漏えい事故により、被災者に対する放射能汚染を理由とした根拠のない風評から、差別や人権侵害問題等へと発展していることから、積極的に正確な情報の提供に努めるとともに、市民に対しても正確な情報の入手を呼びかけます。

第 5 章 計 画 の 推 進

日光市人権尊重の社会づくり条例に基づく施策の基本方針を踏まえ、各種の人権施策を総合的・計画的に推進します。

施策の基本的な柱は、人権意識の高揚を図ることにあり、その推進に当っては、人権教育及び人権啓発、さらには相談・支援に関する取り組み方向を示した計画を定め、積極的かつ効果的な推進を図ります。

1 計画の推進体制

本計画は、人権推進に関する基本方針を審議し、人権行政の総合的かつ計画的な施策の推進を図るために設置された「日光市人権施策推進審議会」により審議された施策の基本方針を基に策定しました。

本計画の施策の推進に関しては、市民、関係機関や団体、行政職員で組織する「日光市人権施策推進委員会」が調査・研究をして推進していきます。

庁内においては、人権尊重の社会づくりに関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため設置した「日光市人権施策推進本部」において、人権施策の推進に係る基本的かつ総合的な事項や重要な事項の調整に関する事務を行います。また、推進本部に幹事会をおき、幹事会で本部の所掌事務について、協議・調整し、原案を作成するほか、本部が決定した施策の推進に必要な事項を行っていきます。

「日光市人権施策推進委員会」と「日光市人権施策推進本部」は連携を図り、施策の推進について進捗管理を行っていきます。

本計画の進捗管理にあたっては、各年度において各人権分野に設定した指標を点検し、その結果をその後の対策の実施や、必要に応じて計画の見直し等に反映させていきます。

2 国、県、関係機関団体、企業等との連携

本計画の推進にあたっては、国や県の動向を把握し整合性に配慮するとともに社会情勢等も十分に考慮し、より効果のある施策の推進を図ります。

国・県の行政機関や関連自治体とは、人権教育・啓発活動を推進していくうえで広域的な取り組みを進める必要がある場合には、緊密な協働・連携を図ります。また、関係機関団体、企業と連携を図り、それぞれが個々の特色を活かして市民への積極的な人権教育・啓発に取り組めるよう、情報の提供や活動を支援し、協働・連携を進めていきます。

3 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るためには、人権尊重の理念について正しい理解を深め、これを体得できるよう人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。

① 家庭、地域における人権教育及び人権啓発の推進

核家族化やライフスタイルの多様化によって、子育て不安や、介護問題、配偶者間のトラブル等、家庭内において人権問題が発生しやすい状態となっています。これらの問題を解決する相談支援体制の充実を図るとともに、家庭内で人権意識を持つことができるよう各種の情報の提供等を行い人権啓発を図ります。

また、地域においても、人権講演会等の人権問題に関する講演会及び研修会を開催し、人権について学習し理解を深める機会の提供に努め、地域の団体による主体的な活動を支援します。

② 保育園・幼稚園・学校における人権教育の推進

保育園・幼稚園・学校は、未来を担う子どもたちが、バランスのとれた人権感覚を身につけることが出来るよう、専門的知識や技術を活用し、子どもたちが理解しやすい方法で人権教育を実施することが必要です。また、家庭、地域、関係団体等と連携し、机上の理解にとどまらない人権教育・啓発の指導方法の研究・充実に努めます。

また、いじめ、不登校、家庭内での問題等の様々な問題を抱える児童生徒を適切・迅速に把握し、相談支援に結びつける体制の充実を図ります。

③ 企業等における人権教育及び人権啓発の推進

企業においては、雇用機会均等法の徹底や、男女間の労働条件の是正、セクシャル・ハラスメントの防止対策に取り組み、従業員の人権を尊重する職場づくりを推進します。

特に、企業の経営者や人事担当者などが人権問題について正しい知識と理解を持ち、人権尊重の精神を従業員に啓発することができるよう職場内研修や啓発事業の実施を推進します。

4 特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発

人権に深く関係する職業に従事している者に対しては、人権に配慮した業務の遂行をするよう、研修等を通じて人権尊重の意識を高めていきます。

市職員は、市民の奉仕者としての意識をもち、人権に対する課題を常に認識して、事業を推進していくことが必要です。人権に対する正しい知識と理解を深めるために、効果的な職場研修を行い、全職員が研修に参加し、人権問題に積極的に取り組む姿勢を身に付けます。

教職員をはじめ教育関係者は、すべての教育活動において一人ひとりの人権を大切にしていくことを児童生徒、また保護者等に対して教え伝えなければなりません。そのため、さまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深め、人権問題の解決に資することができるよう自己研鑽に努めると共に、関係機関と連携して問題解決に当たらなければなりません。

医療や特定非営利活動法人などの福祉の分野に携わっている者は、生命や個人のプライバシー部分に深く関わっていることを認識し、人権に対する理解と配慮をもって対応することが求められます。さまざまな機会を捉えて人権研修を実施し、人権意識を保ち続けるよう支援します。

消防職員は、消火活動、救急救命活動、水難救助活動などの職務を担い、市民の生命、身体の安全や財産の保護に関わることから、各地区の消防団員も含め、人権研修を実施し、人権に配慮した任務の遂行が行えるよう支援します。

本計画を総合的かつ効果的に推進していくため、幅広い取り組みを行っていきます。

参 考 資 料

世界人権宣言	79
日本国憲法(抄)	82
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	84
栃木県人権尊重の社会づくり条例	85
日光市人権尊重の社会づくり条例	87
日光市人権施策推進審議会規則	89
日光市人権施策推進審議会委員名簿	90
日光市人権教育・人権啓発推進総合計画推進委員会設置要綱	91
日光市人権教育・人権啓発推進総合計画推進委員会委員名簿	93
用語解説	94

5 世界人権宣言

1948 年 12 月 10 日
国際連合第 3 回総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の規準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第 5 条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第 6 条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第 7 条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第 8 条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第 9 条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己

に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中、及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障す

る公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発

展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

6 日本国憲法(抄)

昭和21年(1946年) 11月3日公布

昭和22年(1947年) 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これ

を保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを

基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

7 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成十二年十二月六日法律第四百十七号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

栃木県人権尊重の社会づくり条例

(平成15年栃木県条例第2号)

人権は、人間の尊厳に由来する固有の権利である。

人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、すべての人々が人権を享有し、自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

また、ふるさと栃木県が、国際化、情報化、高齢化をはじめとする社会情勢の変化に的確に対応しつつ、真に調和のとれた平和で豊かな地域社会として、今後とも活力ある発展を続けていくためにも、私たち一人一人が、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人権尊重の社会づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(県民の責務)

第3条 県民は、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、県が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町村との協力)

第4条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に関し、相互に協力するものとする。

(施策の基本方針)

第5条 知事は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権尊重の社会づくりに関する基本的方向

(2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

(3) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県人権施策推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(栃木県人権施策推進審議会)

第6条 前条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、栃木県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者、県議会の議員、市町村の長及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 省略

8 日光市人権尊重の社会づくり条例

前 文

第1条 目的

第2条 定義

第3条 市民の責務

第4条 市の責務

第5条 施策の基本方針

第6条 人権施策推進審議会

附則

前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理です。また、基本的人権の享有と法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重され明るく住み良い社会の実現を目指し、人権の共存を図っていくことが私たちの願いです。

しかし、今もなお、人種、民族、性別、社会的身分等に起因する人権侵害が存在し、社会情勢の変化等により人権にかかわる新たな問題も生じ、それらの解決に向けた取組みが求められています。

ここに、私たち日光市民は、「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の実現を目指し、たゆまぬ努力を重ねることを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市が推進する人権尊重の社会づくりに関し、市民及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民」とは、市内に居住し、通勤し、通学する者並びに市内において活動を行う団体及び事業者をいう。

(市民の責務)

第3条 市民は、あらゆる場において自他の人権を認め、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めなければならない。

2 市民は、市と共に自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会づくりの推進に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権尊重の社会づ

くりを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための施策を実施する責務を有する。

- 2 市は、市民及び国、県その他の関係機関と連携を図りながら、人権尊重の社会づくりに関する施策を積極的に推進しなければならない。

(施策の基本方針)

第5条 市長は、人権尊重の社会づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 一人ひとりの人権を尊重するための施策に関する基本的事項
- (2) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項

- 3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ日光市人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、社会情勢の変化により必要が生じたときは、基本方針を見直すものとする。

(人権施策推進審議会)

第6条 前条第3項の規定によりその権限に属せられた事務を処理し、及び市長の諮問に応じ、基本方針に関する事項その他条例の目的を達成するために必要な事項を調査審議するため、日光市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 市内に在住し、人権尊重の社会づくりに高い関心と問題意識を有する者

- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は再任されることができる。

- 6 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

日光市人権施策推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日光市人権尊重の社会づくり条例（平成25年日光市条例第5号）第6条第6項の規定に基づき、日光市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、健康福祉部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(附則)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

9 日光市人権施策推進審議会委員

No.	選出区分	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1	有 識 者	川 田 美佐男	日光人権擁護委員協議会 会長	会 長
2	公 募	手 塚 悦 子		
3	公 募	福 田 一 夫		
4	団体推薦	渡 辺 恵 子	日光人権擁護委員協議会 監事	
5	団体推薦	川 村 万壽子	日光保護区保護司会 監事	副会長
6	団体推薦	土 田 芳 子	日光市更生保護女性会 会長	
7	団体推薦	沼 尾 幸 子	日光市女性団体連絡協議会	
8	団体推薦	藤 井 俊 一	日光市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
9	団体推薦	高 橋 國 男	日光市自治会連合会 副会長	
10	団体推薦	黒 圖 盛 男	日光市老人クラブ連合会 会長	
11	団体推薦	星 ゆき子	特定非営利活動法人 咲らん坊 理事長	
12	団体推薦	杉 江 秀 雄	日光市社会教育委員	
13	団体推薦	馬 場 和 子	日光市国際交流協会 イベント部会長	
14	団体推薦	先 崎 昭 英	日光市身体障がい者福祉連合会 会長	
15	団体推薦	黒 川 貢	日光市福祉ボランティア協議会 会長	

10 日光市人権教育・人権啓発推進総合計画推進委員会設置要綱

平成20年9月30日

告示第120号

(設置)

第1条 本市の人権問題を総合的に推進するため制定した日光市人権教育・人権啓発推進総合計画(平成20年3月制定。以下「計画」という。)による施策を実現し、もって人権尊重の社会づくりの推進及び人権意識の高揚を図るため、日光市人権教育・人権啓発推進総合計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の施策の推進に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発推進のための調査研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権教育及び人権啓発の推進に関し市長が特に必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる分野に係る機関、団体若しくは法人から推薦を受けた者若しくは関係する職にある者又は公募による者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 家庭
- (2) 地域
- (3) 教育
- (4) 福祉
- (5) 保健医療
- (6) 行政

3 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認めた者を委員として委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告人等)

第7条 委員長は、第2条各号に掲げる事項について委員会の審査等が終了したときは、市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により報告を受けた事項について施策の実現を図るよう努めるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部人権・男女共同参画課において処理する。

(平21告示38・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年9月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に開かれる委員会の招集については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(任期の特例)

- 3 この要綱の施行後最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成22年3月31日までとする。

附 則(平成21年3月31日告示第38号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

日光市人権教育・人権啓発推進総合計画推進委員会委員

No.	氏 名	所 属 団 体 等	役 職	備 考
1	松 田 正 司	日光市内所轄警察署	前 栃木県今市警察署長	
	茅 島 正 男	日光市内所轄警察署	栃木県今市警察署長	
2	阿久津マキ子	栃木県中央地区里親会	会 長	
3	中 田 篤 子	栃木県立今市特別支援学校	教 頭	
4	熊 谷 眞 知 夫	上都賀郡市医師会北部地区医師会	会 長	
5	中 村 雅 夫	栃木県日光歯科医師会	会 長	
6	常 田 美 恵 子	日光人権擁護委員協議会	男女共同参画推進委員	副委員長
7	森 東	日光保護区保護司会	副会長	
8	宮 脇 強 志	日光市自治会連合会	前 副会長	前委員長
	山 口 勝 也	日光市自治会連合会	副会長	
9	星 美 智 子	日光市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	前副委員長
10	中 嶋 玲 子	日光市校長会	前 日光市立安良沢小学校長	
	細 井 尚	日光市校長会	日光市立大室小学校長	
11	星 野 の り 子	日光市教育委員会	日光市社会教育委員	
12	小 貫 裕 行	日光市PTA連絡協議会	前 副会長	
	狐 塚 秀 幸	日光市PTA連絡協議会	副会長	
13	武 田 純 子	日光市幼稚園連合会	地区長	
14	荒 引 貞 子	日光市女性団体連絡協議会	理 事	
15	先 崎 昭 英	日光市身体障がい者福祉連合会	会 長	
16	伊 藤 直 樹	日光市老人クラブ連合会	副会長	
17	黒 川 貢	日光市福祉ボランティア団体協議会	会 長	委 員 長
18	関 根 浩 子	特定非営利活動法人 だいじょうぶ	理 事	
19	高 橋 園 子	公募市民		
20	川 本 順 子	公募市民		
21	小 平 さ く ら	日光市職員（前 教育委員会事務局 生涯学習課）		
	田 代 有 香	日光市職員（教育委員会事務局 生涯学習課）		
22	山 添 法 子	日光市職員（日光総合支所 市民福祉課）		
23	福 田 久 美 子	日光市職員（藤原総合支所 市民福祉課）		
24	田 野 和 美	日光市職員（前 足尾総合支所 市民福祉課）		
	大 堀 久 美 子	日光市職員（足尾総合支所 市民福祉課）		
25	八 木 澤 明 美	日光市職員（栗山総合支所 市民福祉課）		

11 用語解説

あ行

H I V

ヒト免疫不全ウィルスのこと。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。H I Vは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

N P O

非営利団体のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続きで法人格を付与すること等を目的とした特定非営利法人活動促進法（NPO 法）が1998年（平成10年）12月1日に施行された。

か行

介護保険

1997年（平成9年）に制定された介護保険法に基づき、社会連帯を基本として、公的介護保険制度により介護サービスを提供しようとするもので、2000年（平成12年）から実施されている。

クォータ制

「クォータ Quota」は割り当て、分け前、分配の意味し、割り当て制ともいわれる社会的少数者差別の解消をめざす暫定的積極的差別是正措置（ポジティブ・アクション）の一つで、一定の人数や比率を割り当てる手法

ケアマネジメント

社会福祉援助技術の一形態。主に介護等の福祉分野で、サービスの利用者に対しアセスメント（課題分析）によってニーズを明確化し、地域に存在する様々な社会資源を活用したサービス計画を策定し、その継続的な実施状況の見守りと必要に応じた計画の見直しを行う一連の課程。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年（昭和50年）。

子どもの居場所づくり事業

NPO法人が運営する「居場所」において、養護に欠ける子どもたちや子育てに悩みを持つ母親の支援を行う。

さ行

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意思表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護児童等の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年（平成6年）4月に批准している。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

1979年（昭和54年）12月に国連総会で選択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を居住できる完全な男女平等を実現することを目的として、斬新的に措置を取ることが締結国に求められている。我が国は1985年（昭和60年）6月に批准している。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

人権教育のための国連10年

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する生快適な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な

共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められていました。これを受けて、国においては、1995年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定。

ストーカー（行為）

つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上のその人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること）を反復してすること。

性的指向

性的指向とは、どのような性別を恋愛や性愛の対象とすること。

性同一性障害

反対の性に対する同一感と、自分の性に対する不快感及び性役割に対する不適切感が、強く持続している障害。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人についての契約の締結等を代わりに行う代理人をなどを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反し不快にさせる性的な発言や行動、働きかけのこと。

た行

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

1985年（昭和60年）に制定。職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行なってはならないとする法律。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会。

デマンドバス

デマンド対応型交通（Demand Responsive Transport: DRT）方式のバス。

決められた停留所や路線を運行する路線バスと違い、利用者が希望する乗降場所や時刻などの要求（デマンド）に応じて、乗り合い方式で運行する。過疎によって路線バスが廃止された後の交通手段とされるケースが多い。

同和対策事業特別措置法

1969年（昭和44年）に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与する事を目標とした。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす行動をいう。）と定義している。

な行

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが、知的障害の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉のための重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共

に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

ハローワーク

正式名称は『公共職業安定所』。職業安定法に基づき、職業紹介、指導、失業給付などをすべて無料で手掛ける国の行政機関。

ハンセン病

1873 年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

風評被害

根拠のない噂等のために受ける被害。特に、事件や事故が発生した際、不適切な報道がなされたために、本来は無関係であるはずの人々や団体、産業までもが損害を受けること。

ホスピタリティー

お互いを思いやり、手厚くもてなすこと、歓待。

ホームレス

狭義には様々な理由により定まった住居を持たず、公園・路上を生活の場とする人々。

ま行

民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉業者や社会福祉活動を行うものと密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員が充てられる。

